

官報

号外
令和三年五月二十五日

○第二百四回 衆議院會議録 第二十九号

令和三年五月二十五日(火曜日)

議事日程 第二十一号

令和三年五月二十五日

午後一時開議

- 第一 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)
- 第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出)
- 第三 海上交通安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第四 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案(文部科学委員長提出)
- 第五 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)
- 日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出)
- 日程第三 海上交通安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第四 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案(文部科学委員長提出)
- 日程第五 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案(内閣提出)

令和三年五月二十五日 衆議院會議録第二十九号

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第一 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案を議題といたします。

委員長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長金子恭之君。

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案(本号末尾に掲載)

○金子恭之君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、これまで五回、東日本大震災を始めとする大規模自然災害の際に制定してきた義援金の差押禁止等に関する法律の内容を一般法とし、自

然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案とする法律案

然災害の被災者等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村が一定の配分の基準に従って被災者等に交付する金銭を自然災害義援金とし、その拠出の趣旨に鑑み、義援金の交付を受ける権利の差押え等の禁止及び義援金として交付を受けた金銭の差押えの禁止をしようとするものであります。

なお、本案は、令和三年一月一日以降に発生した自然災害に係る義援金について適用することとしておりますが、施行前に確定した差押命令等に関しましては、その効力を妨げないこととしております。

本案は、去る二十日の災害対策特別委員会において、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(大島理森君) 報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長川崎二郎君。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔川崎二郎君登壇〕

公職選挙法の一部を改正する法律案 海上交通安全法等の一部を改正

○川崎二郎君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公職選挙法における過去の改正によって生じた条文の誤りを整理するもので、その内容は、次のとおりであります。

第一に、選挙運動用電子メールの送信に係る表示義務に違反した者に対する罰則の規定を整理することとしております。

第二に、選挙事務の委嘱に係る規定を整理することとしております。

本案は、参議院提出に係るもので、去る五月十九日本委員会に付託され、翌二十日、参議院議員石井準一君から趣旨の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 海上交通安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第三、海上交通安全法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(大島理森君) 報告を求めます。国土交通委員長あかま二郎君。

海上交通安全法等の一部を改正する法律案及び同報告書

海上交通安全法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔あかま二郎君登壇〕

○あかま二郎君 たいいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、船舶交通の一層の安全を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、海上保安庁長官は、異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある等の海域にある船舶について、当該海域からの退去などを勧告し又は命令することができることとするともに、船舶が安全に航行等を行うために必要な情報を提供するなど、異常気象等に際して船舶交通の危険を防止するための措置を講ずること、

第二に、海上保安庁が管理する航路標識について、海上保安庁以外の者による工事等に関する承認制度を創設するとともに、海上保安庁長官に協力して、その工事等を適切かつ確実に行うことができる法人等を航路標識協力団体として指定することができること

などであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月十八日本委員会に付託され、翌十九日赤羽国土交通大臣から趣旨の説明を聴取し、二十一日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたします。

した。

○議長(大島理森君) 日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第四 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案(文部科学委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。文部科学委員長左藤章君。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔左藤章君登壇〕

○左藤章君 たいいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に對する重大な影響を与えるものであることに鑑み、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進するもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならないとの禁止規定を定めることにより、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは法律違反であり、懲戒処分の対象となることを明確にすること、

啓発、防止、早期発見、対処に関する措置について定めることとし、この中で、免許状が失効した者等に関する情報に係るデータベースについて、国が整備すること、

第三に、教育職員免許法の特例を定め、児童生徒性暴力等を理由として禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職、解雇となつて免許を失つた教員に対する免許の再授与は、改善更生の状況などその後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められる場合に限り、認められることとするなどであります。

本案は、去る五月二十一日、文部科学委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、本案に関し、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第五 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第五、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長石原宏高君。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔石原宏高君登壇〕

○石原宏高君 たいいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、設計・製造段階における環境配慮設計指針の策定、指針に適合するプラスチック使用製品の調達や使用の促進、販売・提供段階におけるワンウェイプラスチックの使用の合理化、排出段階における市町村によるプラスチック資源の分別収集・リサイクルについての容器包装プラスチックリサイクルの仕組みの活用及び製造事業者等による自主回収・再資源化事業計画又は排出事業者等によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業計画を国が認定した場合の廃棄物処理法上の許可を不要とする特例の創設等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月十日日本委員会に付託され、十一日笹川環境副大臣から趣旨の説明を聴取した後、十四日から質疑に入り、二十一日に質疑を終局いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたします。

した。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十七分散会

出席国務大臣

総務 大臣 武田 良太君
文部科学大臣 萩生田光一君
国土交通大臣 赤羽 一嘉君
環境 大臣 小泉進次郎君
国 務 大臣 小此木八郎君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律

少年法等の一部を改正する法律

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

協力業務の実施の状況の報告

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告

一、去る二十一日、内閣を経由して新型コロナウイルス感染症対策本部部長菅義偉君から、次の報告書を受領した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第三項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更の報告

(理事補欠選任)

一、去る二十一日、厚生労働委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 伊佐 進一君(理事高木美智代君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

池田 佳隆君 鬼木 誠君
吉川 起君 村井 英樹君
和田 義明君 古田 圭一君
大河原雅子君 本多 平直君
玄葉光一郎君 重徳 和彦君
吉田 統彦君 長谷川嘉一君
塩川 鉄也君 赤嶺 政賢君
村井 英樹君 中曽根康隆君
重徳 和彦君 屋良 朝博君
本多 平直君 広田 一君
中曽根康隆君 小島 敏文君
小島 敏文君 深澤 陽一君
鬼木 誠君 池田 佳隆君
深澤 陽一君 吉川 起君
古田 圭一君 和田 義明君

長谷川嘉一君

廣田 一君

屋良 朝博君

赤嶺 政賢君

文部科学委員

辞任

船田 元君

下条 みつ君

佐藤 明男君

岡本あき子君

厚生労働委員

辞任

百武 公親君

早稲田夕季君

神田 裕君

阿部 知子君

国土交通委員

辞任

小里 泰弘君

辻元 清美君

本田 太郎君

吉川 元君

環境委員

辞任

務台 俊介君

八木 哲也君

武部 新君

神山 佐市君

牧島かれん君

安全保障委員

辞任

岩田 和親君

大岡 敏孝君

大西 宏幸君

照屋 寛徳君

井出 庸生君

鬼木 誠君

吉田 統彦君

大河原雅子君

玄葉光一郎君

塩川 鉄也君

補欠

佐藤 明男君

岡本あき子君

船田 元君

下条 みつ君

補欠

神田 裕君

阿部 知子君

百武 公親君

早稲田夕季君

補欠

本田 太郎君

吉川 元君

小里 泰弘君

辻元 清美君

補欠

武部 新君

神山 佐市君

牧島かれん君

八木 哲也君

務台 俊介君

補欠

鬼木 誠君

井出 庸生君

西田 昭二君

武内 則男君

大岡 敏孝君

岩田 和親君

西田 昭二君

武内 則男君

大西 宏幸君

照屋 寛徳君

補欠

屋良 朝博君

青山 雅幸君

武内 則男君

遠藤 敬君

遠藤 敬君

特別委員辞任及び補欠選任

一、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

武部 新君

原田 憲治君

高木錬太郎君

古川 元久君

佐藤 明男君

阿部 知子君

門 博文君

高井 崇志君

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

手塚 仁雄君

山尾志桜里君

井上 一徳君

中谷 一馬君

補欠

中谷 一馬君

井上 一徳君

山尾志桜里君

手塚 仁雄君

議案提出

一、去る二十日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)

一、去る二十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案(文部科学委員長提出)

(議案付託)

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)(参議院送付)
厚生労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方公務員法の一部を改正する法律案(第二一回国会内閣提出、本院継続審査)
農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

一、去る二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)

一、昨二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案(文部科学委員長提出)

(議案通知書受領)

一、去る二十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案

少年法等の一部を改正する法律案

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案
(質問書提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

特定原産地証明書発行に関する各国の運用に関する質問主意書(松原仁君提出)

一、昨二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

緊急事態宣言が発出されている区域及びまん延防止等重点措置の実施区域における東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に関する質問主意書(中谷一馬君提出)

緊急事態宣言が発出されている区域及びまん延防止等重点措置の実施区域における東京オリンピック・パラリンピック競技大会の観戦に関する質問主意書(中谷一馬君提出)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会が中止になった際の財政リスクに関する質問主意書(中谷一馬君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員宮川伸君提出新型コロナウイルスのインド変異株の感染拡大防止策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員関健一郎君提出新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス向けワクチン接種の副反応に伴う補償適用状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出東京五輪の規模縮小に伴う羽田空港新飛行ルート運用の必然性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石川香織君提出東京オリンピック・パラリンピックが再延期・中止になった際の保険金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出次期エネルギー基本計画の骨格(案)に関する質問に対する答弁書
衆議院議員江田憲司君提出衆議院国土交通委員会における非居住者(外国人)のカジノ所得に対する課税についての特定複合観光施設区域整備推進本部事務局の虚偽答弁等に関する質問に対する答弁書

令和三年五月十日提出
質問 第一二二六号
新型コロナウイルスのインド変異株の感染拡大防止策に関する質問主意書

提出者 宮川 伸

新型コロナウイルスのインド変異株の感染拡大防止策に関する質問主意書

現在、三回目の緊急事態宣言が発出されているが、この主な要因は感染力の高いイギリス変異株の感染拡大である。昨年十二月に国内で第一例が検出されて以来、濃厚接触者の範囲を超えて徹底したPCR検査とゲノムシーケンス解析を行い、変異株を封じ込める必要があることを指摘してきた。しかし、結果として政府の対応は不十分で、イギリス変異株のまん延を招いている。これに対する政府の責任は重大であると言わざるを得ない。

本年四月二十二日の記者会見で加藤内閣官房長官が、インドで猛威を振るっているインド変異株が国内で五例確認されたことを発表した。イギリス変異株の封じ込め失敗の反省に立つて、このインド変異株は絶対に広めてはならない。したがって、次の事項について、質問する。

一 現在確認されているインド変異株の国内感染者は何人か。その内、空港検疫ではなく、市中感染が確認された者は何人か。

二 インド変異株の市中感染が確認された者に關する事項

1 感染ルートは解明されているのか。封じ込めはできているのか。

2 陽性者に海外渡航歴はあるのか。

3 濃厚接触者は何名いて、陽性者はいたのか。

4 濃厚接触者よりも広い範囲でPCR検査及びゲノムシーケンス解析は行われているのか。

三 イギリス変異株は感染拡大してしまつたので、以前の対策では不十分である。今回のインド変異株に対して、どのような対策強化を行っているのか。

四 濃厚接触者の管理だけではイギリス変異株は抑えられなかつたので、インド変異株に関しては、濃厚接触者以上の接触者に関して検査すべきと思うがいかがか。

五 政府は、本年一月二十九日付答弁第九号の中で、イギリス変異株陽性者への対応に関して、「所轄の保健所において適切に行われているものと認識しており、その際、厚生労働省においては、必要な技術的助言を行っている」と回答している。厚生労働省は、インド変異株封じ込めのための特別チームを作つて、もっと積極的に感染拡大防止に取り組むべきと思うがいかがか。

六 空港検疫での水際対策に関する事項

1 空港での水際対策は既に、昨年三月のいわゆる「ヨーロッパ型の新型コロナウイルス、十二月のイギリス変異株と二度失敗している。今回のインド変異株も既に市中感染での陽性者が確認されており、もっと徹底した水際対策が必要である。変異株が確認されている国からの入国者は三日間のホテル滞在の後、スマートフォンを用いた健康管理を行っている。しかし、誓約書どおりの行動をとっていない者が多数いることが報道された。インド、パキスタン及びネパールからの入国者

については、ホテル滞在期間を六日間に変更したようであるがそれで充分か。入国後十四日間のホテル滞在とすべきではないか。

2 変異株が確認されている国から直行便で入国するのはなく、別の国で乗り換えて入国する者と同じ飛行機に搭乗していた者もホテル滞在を義務付けるべきではないか。

3 前項の乗り換えて入国しようとした者で陽性が確認された例はあるか。ある場合、同乗者で陽性が確認された例はあるか。

内閣衆質二〇四第一二六号

令和三年五月二十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮川伸君提出新型コロナウイルスのインド変異株の感染拡大防止策に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮川伸君提出新型コロナウイルスのインド変異株の感染拡大防止策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「インド変異株の国内感染者の意味するところが必ずしも明らかではないが、国立感染症研究所が同研究所のホームページで公表している「SARS-CoV-2の変異株B.1.1.617系統について(第二報)」においては、「B.1.1.617に分類される変異株(以下「B.1.1.617」という。)について、令和三年五月十日時点の「国立感染症研究所でのB.1.1.617系統の検出状況」については、「検疫での検出が六十六例、検疫以外の「国内での検出(以下「検疫以外の国内事例」という。)が四例とされているところである。

二について

お尋ねについては、検疫以外の国内事例に関する「感染ルート」、「海外渡航歴」、「濃厚接触者」の人数、「濃厚接触者」のうちの「陽性者」の有無及び「濃厚接触者」以外の者に対するPCR検査及びゲノムシーケンス解析の実施状況について、政府として網羅的に把握しておらず、お答えすることは困難であるが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十五条の規定に基づき、都道府県等において、必要な調査等を実施し、適切に対応しているものと承知している。

また、「封じ込めはできているのか」とのお尋ねについては、現時点で、一概にお答えすることは困難である。なお、令和三年五月七日の記者会見において、菅内閣総理大臣が「感染の急拡大の要因とされる変異株について、国内の監視体制を強化し、新たな変異にも常に警戒を行ってまいります。」と述べているとおり、政府としては、引き続き、B.1.1.617への対応も含めた新型コロナウイルス感染症対策の強化に取り組むことが重要であると考えている。

三から五までについて

「どのような対策強化を行っているのか」及び「積極的に感染拡大防止に取り組むべきか」という問いが、お尋ねについては、政府としては、新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の強化や、内閣官房等が示した「水際対策強化に係る新たな措置(十三)」に基づく「インドで初めて確認された変異株B.1.1.617指定国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所検疫所が確保する宿泊施設に限る」での待機を求めている。その上で、入国後三日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後十四日間の自宅等待機を求めるとする」等の水際対策

を実施しているところであり、引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る国内の監視体制や水際対策の強化に取り組んでまいりたい。なお、「濃厚接触者以上の接触者に関して検査すべき」とのお尋ねについては、その具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六の1について

「六日間に変更したようであるがそれで充分か」とのお尋ねについては、「充分か」の意味するところが必ずしも明らかではないが、入国後六日目に追加で検査を実施することとした理由については、令和三年五月十日の記者会見において、加藤内閣官房長官が「入国後六日目に追加で検査することについては、ウイルスに感染している場合、体内ウイルス量は経時的に増減することから、時間を経て増加することから、出国前、入国時、入国後と一定の期間を空けて検査を実施することで、より多くの陽性者を見つけ出せる可能性があること、また、WHOによりますと、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間の平均値は五日から六日とされていることも踏まえ、入国後六日目まで検疫所の宿泊施設で待機を求め、入国前検査により陰性が確認された時点から約十日、出国直前に感染していたとしてもおおよそ一週間の間に三回検査を行うことで、入国時には、仮に陰性と判定されたものであっても、検疫所の管理下で相当数捕捉できる、こういう考え方に則って、先般体制の強化を図ったところであります。」と述べているとおりであり、引き続き、新型コロナウイルス感染症の水際対策に取り組んでまいりたい。また、「入国後十四日間のホテル滞在とすべきではないか」とのお尋ねについては、現在、御指摘の「インド、パキスタン及びネパールからの入国者」に対しては、新型コロナウイルス感染症に係る検査を入国時及び入国後に計

三回実施しているところ、その結果が陰性である者には入権上の配慮が求められること、宿泊施設等必要となる人的及び物的資源には制約があること等から、入国後六日目までの間、検疫所が確保する宿泊施設で待機を求めた後は、当該入国者に健康状態の確認及びスマートフォン等の位置情報等を活用した待機状況の確認を行いながら、入国後十四日目までの間の自宅等待機を求めることが適当であると考えている。

六の2及び3について

お尋ねの「変異株が確認されている国」及び「別の国」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、諸外国における新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、現時点において、御指摘の「搭乗していた者」を含め、我が国に入国する者に対し、検疫所が確保する宿泊施設での待機を求めるかについては、当該者が入国前十四日以内に、厚生労働省のホームページの「変異株流行国・地域に該当する国・地域について」で示した「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」等の滞在歴があるかにより判断することが適当であると考えている。また、「前項の乗り換えて入国しようとした者で陽性が確認された例はあるか。ある場合、同乗者で陽性が確認された例はあるか」とのお尋ねについては、「同乗者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、検疫所においては我が国に入国する者が入国前十四日以内に滞在していた国及び地域を把握することとしており、御指摘の「乗り換えた国及び地域を網羅的に把握しているものではないが、お尋ねの「乗り換えて入国しようとした者」及び当該者が搭乗していた航空機の他の搭乗者が、空港での検疫における新型コロナウイルス感染症に係る検査の結果、陽性が確認されることは、あり得るものと承知している。

令和三年五月十日提出
質問第一二七号

新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する質問主意書

提出者 関 健一郎

新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する質問主意書

ワクチン接種は、世界中の関心事であり、国内でも最大級の関心が寄せられている。そうした中で、世界最大の通信会社ロイターが令和三年五月のニュースで「日本には既に多くのワクチンが入っているが、接種の準備が整っていないので国内で保存している状況が続き、いずれ使用期限を超えてしまう可能性がある」と世界に発信した。

虚偽であれば明確に否定する必要がある内容であり、事実であれば、接種スケジュールの遅れの理由を明確に説明しておく必要がある。これらのことを踏まえ、以下質問する。政府の把握するところを答えられたい。

一 これまでに日本国内に何回分のワクチンが輸入されたか。
二 現時点で日本国内に何回分のワクチンが存在するか。

日本に輸入されたものから、既に接種されたものを差し引いたものは何回分か。
三 使用期限は、そのワクチンによりばらつきがあるが、その期限を迎えるのは最短でいつで、どれくらいの量か。

四 既に使用期限を迎えたワクチンはあるか。あるならば、どれくらいの量か。
五 今年七月末までに使用期限を迎えるワクチンはあるか。あるならば、どれくらいの量か。

六 この報道は世界中で報道されているが虚偽ではないか。事実を明らかにされたい。
七 虚偽であれば、抗議または訂正の要求をする必要があると考えるが、政府の見解を示された

い。
右質問する。

内閣衆質二〇四第一二七号
令和三年五月二十一日

衆議院議長 大島 理森殿 義偉
衆議院議員関健一郎君提出新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員関健一郎君提出新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する質問に対する答弁書

一及び二について
お尋ねの「日本国内に何回分のワクチンが存在し、及び日本に輸入されたものから、既に接種されたものを差し引いたもの」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねについては、相手方企業との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

三から五までについて
お尋ねの「使用期限」、「その期限を迎えるのは最短でいつで、どれくらいの量か」、「既に使用期限を迎えたワクチン」及び「今年七月末までに使用期限を迎えるワクチン」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、政府として新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に係るワクチンが配送された医療機関等における保管状況や使用状況を網羅的に把握していないこと等から、一概にお答えすることは困難である。

なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が特例承認を行った「SARS-CoV-2」による感染症の予防」を効果又は効果とするコミナティ筋注の有効期間

は、現時点で六か月である。
六及び七について
政府として、個々の報道についてお答えすることは差し控えたい。

令和三年五月十日提出
質問第一二八号
新型コロナウイルス向けワクチン接種の副反応に伴う補償適用状況に関する質問主意書

提出者 松原 仁

新型コロナウイルス向けワクチン接種の副反応に伴う補償適用状況に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの国民的な予防接種が進められている。ワクチン接種による集団免疫の獲得は、感染症蔓延による社会の崩壊に対する一定の防壁になることが期待される。同時に、ワクチン接種に伴う副反応の発生は低い確率であったとしても、不可避な事象であると認識している。国民に対してはワクチンの安全性とともに、そのリスクも丁寧に説明し、またそうした危険性への万全の補償体制が構築されている旨、透明性をもって周知されるべきと考える。そこで以下質問する。

一 国内における新型コロナウイルス接種が原因となり死亡や重篤な健康状態に陥った場合、どのような補償が行われるか。
二 国内で、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンを本年四月末までに二回接種された者の人数は何人か。把握していれば十代、二十代、三十代など、接種時点での年齢カテゴリーごとの内訳も答えられたい。

三 二に関連して、二回接種後、一か月以内に死亡が認知された者の数は何人か。把握していれば、年齢カテゴリーごとの内訳も答えられたい。
四 三に関連して、年齢カテゴリーごとのワクチン接種後一か月以内に死亡した者の割合は、わが

国において同じ年齢カテゴリー内の者が一か月間で死亡する割合と比較してどの程度差異があるか。

五 三に関連して、ワクチン接種とその者の死因に関連性が疑われるものは何件あるか。また、遺族や関係者からワクチン接種とその者の死因の因果関係への疑念を申し出られた件数は何件あるか。

六 三に関連して、二回のワクチン接種後に死亡した者のうち、予防接種法上の健康被害救済制度の対象となった件数は何件か。把握していれば年齢別にお示しいただきたい。

七 二に関連して、二回のワクチン接種後に、死亡した者以外で、予防接種法上の健康被害救済制度の対象となった件数は何件か。把握していれば年齢別にお示しいただきたい。

八 一から七に関連して、これらの情報は学会や医療関係者にどのように共有されるか。
九 一から七に関連して、今後多くの国民がワクチンの安全性と政府のワクチン政策への信頼を持ちうるために、これらの数字を平易な形式で、テレビCMや新聞広告、インターネット等の手段を用いて積極的に広報することが有意義と考えるが政府の認識は如何。

右質問する。

内閣衆質二〇四第一二八号
令和三年五月二十一日

衆議院議長 大島 理森殿 義偉
衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス向けワクチン接種の副反応に伴う補償適用状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス向けワクチン接種の副反応に伴う補償適用状況に関する質問に対する答弁書

予防接種法(昭和二十二年法律第六十八号)に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に關して、御指摘の「国内における新型コロナウイルスワクチン接種が原因となり死亡や重篤な健康状態に陥った場合」には、同法に基づく予防接種健康被害救済制度において、疾病・障害認定審査会における審査を踏まえ、疾病・障害又は死亡が同法に基づく予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときには、その程度に応じて市町村が給付を行うこととされている。したがって、「どのような補償が行われるか」とのお尋ねについては、個別具体的な事例に則して判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。

二から四までについて

お尋ねの「国内で、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンを本年四月末までに二回接種された者の人数」は、百四万二千九百九十八人である。

また、お尋ねの「接種時点での年齢カテゴリーごとの内訳」、「二回接種後、一か月以内に死亡が認知された者の数」及び「年齢カテゴリーごとのワクチン接種後一か月以内に死亡した者の割合」については、政府として網羅的に把握していないため、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「ワクチン接種とその者の死因に關連性が疑われるもの」及び「遺族や関係者からワクチン接種とその者の死因の因果關係への疑念を申し出られた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、予防接種法第十二条第一項及び第十四条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第六十八条の十第一項及び第六十八条の十三第一項の規定により、医療機関又は製造販売業者は、予防接種を受けた者が当該予防接種を受けたことによるものと

疑われる症状を呈していること等を知ったときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)にその旨を報告することとされているところ、令和三年四月三十日に開催された第五十七回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び令和三年度第四回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の合同会議の資料三「三」新型コロナウイルス接種後の死亡として報告された事例の概要」において、同年二月十七日から同年四月二十七日までの間に、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のワクチンに關し、医療機関又は製造販売業者から機構に報告された死亡事例は十九件であり、専門家の評価の結果、その全てが「情報不足等によりワクチンと症状名との因果關係が評価できないもの」であるとされている。

六及び七について

お尋ねの「二回のワクチン接種後に死亡した者のうち、予防接種法上の健康被害救済制度の対象となつた件数」及び「二回のワクチン接種後に、死亡した者以外で、予防接種法上の健康被害救済制度の対象となつた件数」については、令和三年五月二十一日時点で零件である。

八及び九について

予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の総接種回数については、随時、首相官邸ホームページで公表することとしている。

同法第十二条第一項及び第十四条第一項並びに医薬品医療機器等法第六十八条の十第一項及び第六十八条の十三第一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に關し、医療機関又は製造販売業者から機構に報告された全ての事例については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において専門家の評価

令和三年五月二十五日 衆議院會議録第二十九号

議長報告

を受けた上で、定期的に厚生労働省ホームページで公表することとしている。

予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度において、疾病、障害又は死亡が同法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した件数については、同省ホームページで公表することとしている。

政府としては、こうした取組を通じて、適切な情報の収集と正確で分かりやすい情報の発信に努め、国民の皆様が安心して接種を受けることができる環境を整備してまいりたい。

令和三年五月十日提出
質問 第一二九号

東京五輪の規模縮小に伴う羽田空港新飛行ルート運用の必然性に関する質問主意書

提出者 松原 仁

東京五輪の規模縮小に伴う羽田空港新飛行ルート運用の必然性に関する質問主意書
羽田空港の新飛行ルート運用に關して、政府は事前の住民説明会において、東京五輪の招致に伴う外国人訪日客の増加を導入の一大目的として挙げた。しかし、新型コロナウイルス感染症蔓延により、五輪観戦目的の外国人観光客を受け入れないこと、また関係者の訪日も最低限に縮小することと承知している。そこで以下質問する。

一 新型コロナウイルス感染症流行に伴う航空需要及び東京五輪開連訪日客の大幅減少を鑑みれば、国際空港としての機能強化という羽田空港新飛行ルート導入の目的を果した必然性は無くなったと考えるが、政府の見解は如何。

二 現在、国土交通省において「羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」が設置されているが、固定化の回避が必要な飛行経路であるにもかかわらず、現在も新飛行ルート運用を続ける具体的なメリットを全て示されたい。そ

の上で、政府においては、それらのメリットが羽田新飛行ルート下の住民が被る騒音被害や落下物等のリスクを上回るとの認識か。
右質問する。

内閣衆質二〇四第一二九号
令和三年五月二十一日

衆議院議長 大島 理森殿 菅 義偉

衆議院議員松原仁君提出東京五輪の規模縮小に伴う羽田空港新飛行ルート運用の必然性に関する質問に対する答弁書

(別紙)

一及び二について
お尋ねの「固定化の回避が必要な飛行経路であるにもかかわらず、現在も新飛行ルート運用を続ける具体的なメリット」及び「それらのメリットが羽田新飛行ルート下の住民が被る騒音被害や落下物等のリスクを上回る」の意味するところが必ずしも明らかではないが、東京国際空港における新たな飛行経路(以下「新経路」という。)については、御指摘の「新型コロナウイルス感染症流行に伴う航空需要及び東京五輪開連訪日客の大幅減少」にかかわらず、将来的な航空需要の拡大を見据え、我が国の国際競争力の強化、首都圏における航空機の騒音による影響の分散等の観点から、引き続き運用する必要があると考えている。新経路の運用に当たっては、引き続き、関係地域の地方公共団体及び住民の方々からの意見を伺いつつ、航空機の騒音対策や航空機からの落下物対策を実施することにも、羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会において、新経路の航空機の騒音による影響の軽減、固定化回避等の観点から、新経路の見直しが可能な方策がないかについて技術

的観点から検討を進めてまいりたい。

令和三年五月十日提出
質問第一三〇号

東京オリンピック・パラリンピックが再延期・中止になった際の保険金に関する質問主意書

提出者 石川 香織

東京オリンピック・パラリンピックが再延期・中止になった際の保険金に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で大規模イベントが続々と中止されています。そこで、「興行中止保険」について伺います。

一般的に興行中止保険の保険料は経費の三パーセント前後とされ、興行が中止になった際に経費の九十パーセントが補填されるものが多いとのこととです。東京オリンピック・パラリンピックのような世界規模の大会では、保険内容も損害保険会社が従来販売しているものとは異なるのではないかと思います。支払対象は天候悪化や出演者の急病などによるもので、感染症は対象外になっているものも多いようです。

二〇一九年九月から十一月まで日本で行われたラグビーワールドカップ二〇一九では、数年前からラグビーワールドカップ二〇一九組織委員会が興行中止保険に加入し、試合が中止になった場合の損失の約八十パーセントをカバーできるようになっていたとされています。同組織委員会の大収支見通し(二〇二〇年六月二十四日現在)によると、保険金収入が十七億円となっています。

一方、東京オリンピック・パラリンピックでは延期が決定した後に東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「大会組織委員会」という。)は加入している興行中止保険により五百億円の保険金をすでに受け取った旨の報道が

なされています。

大会組織委員会は二〇二〇年十二月、大会経費が一兆六千四百四十億円となることを発表していますが、この大会経費のほか、国の大会関連支出や東京都の大会関連経費を合わせると、大会総経費は総額三兆円を超えているとも言われています。

一 大会組織委員会は、昨年の延期決定後に保険金を受け取っているところですが、それ以降の保険の加入について、政府は把握しているのでしょうか。

二 仮に今、無保険という状態であれば再延期、中止になった際の補償が一切ないことになりま。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が誰も予想できなかったとはいえ、一兆六千四百四十億円の大会経費に対し、すでに受け取った五百億円の保険金は十分な補償と言えるでしょうか、政府の見解を伺います。

内閣衆質二〇四第一三〇号

令和三年五月二十一日

衆議院議長 大島 理森殿 菅 義偉

衆議院議員石川香織君提出東京オリンピック・パラリンピックが再延期・中止になった際の保険金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員石川香織君提出東京オリンピック・パラリンピックが再延期・中止になった際の保険金に関する質問に対する答弁書

一及び二について
御指摘の「興行中止保険」に関しては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会において判断すべきものと考えているところ、政府としては、お尋ねの「それ

以降の保険の加入」について把握しておらず、お尋ねの「見解」をお示しすることは差し控えた。

令和三年五月十一日提出
質問第一三一号

次期エネルギー基本計画の骨格(案)に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

次期エネルギー基本計画の骨格(案)に関する質問主意書

経済産業省は、エネルギー基本計画の見直しを行っており、四月二十八日の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会で次期エネルギー基本計画の骨格(案)を明らかにしたので、以下質問する。

一 原発の新増設とリブレスについて

今年一月二十日の衆議院本会議で、枝野幸男議員は「原子力発電所の新増設を進める予定があるのか」と質問し、菅義偉内閣総理大臣は「原発依存度を可能な限り低減し、新増設やリブレスは現時点では想定していないという政府の考え方に変わりありません」と答弁した。また、今年三月五日の衆議院内閣委員会で江島潔経済産業副大臣も「現時点では、新増設、リブレスは想定をしていない」と私の質問に答弁した。

これらの考え方を、政府は次期エネルギー基本計画に反映すべきと考えますが、どうか。

二 「エネルギー政策を進める上での原点」について

次期エネルギー基本計画の骨格(案)に、「東京電力福島第一原子力発電所事故後十年の歩み (1)福島復興はエネルギー政策を進める上での原点」と書かれている。

二〇一四年九月十一日に政府は、東京電力福島第一原子力発電所事故時に所長だった吉田昌

郎氏(二〇一三年に死去)に対し、いわゆる政府事故調査委員会が二〇一一年に行ったヒアリングの記録を公表した。ヒアリングで吉田元所長が、集中立地は開発コストにメリットがある一方で、「アメリカはもともとある。福島第二のようにこじんまりやっている方が運用上も楽。中越(沖)地震の時の柏崎の時もそうだが、大混乱になる。なおかつ全部一発で電源が止まってしまう」旨を語っていたことが明らかになった。

「福島復興はエネルギー政策を進める上での原点」だとするのであれば、福島第一原発の事故を教訓に、新設であれ既存原発であれ、集中立地規制を導入することが不可欠ではないか。

三 集中立地規制について

田中俊一・前原子力規制委員会委員長は、二〇一五年二月二十五日の衆議院予算委員会、原発の集中立地について問われて、「新規につくる場合には、幾つあったらそこが複数基になるのか多数基になるのかということも含めまして、いろいろな潜在リスクということを考えて場合には、御指摘の場所もありました。十分に今後検討されるべきだ」と答弁を行った。

また、更田豊志・原子力規制委員会委員長は二〇一九年五月十五日の記者会見で問われて、「集中立地に対する捉え方というのは、なかなか簡単ではない(略)。一般論で申し上げることはなかなか難しいですけども、諸外国に例を求めると、例えば米国などは三基で、スペインですとかフランスは比較的号機の多い四基であるとかというのがあります。柏崎刈羽の七基というのは、非常にユニット数としては多い」と回答している。

1 吉田元所長のヒアリング記録公表から六年以上、田中前委員長および更田委員長の答弁から数年が経つが、原子力規制委員会は、諸外国に倣って集中立地を規制する検討を行っ

たか。

2 更田委員長が回答したように、東電の柏崎刈羽原子力発電所は、七基が集中立地しており、二〇一七年六月には櫻井雅浩柏崎市長から、六・七号機の再稼働を認める条件として、一・五号機の廃炉計画を二年以内に示すよう、東電は要請されていた。

この要請に対して、東電は二〇一九年八月に「柏崎刈羽原子力発電所の再稼働および廃炉に関する基本的な考え方」の中で、「地元の皆さまから『集中立地』とのご不安・ご懸念があることを踏まえ、まずはそうしたお声についてしっかりと傾聴し、対応してまいります」と回答している。

一・五号機の廃炉は、「集中立地」の不安・懸念の解消に寄与すると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

3 東電は「柏崎刈羽原子力発電所の再稼働および廃炉に関する基本的な考え方」の中で、「エネルギー基本計画等も考慮しながら、総合的な検討を行います」と回答している。エネルギー基本計画の見直しにあたっては、集中立地規制の検討が不可欠ではないか。右質問する。

内閣衆質二〇四第一三一号

令和三年五月二十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員阿部知子君提出次期エネルギー基本計画の骨格(案)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出次期エネルギー基本計画の骨格(案)に関する質問に対する答弁書

一について

令和三年五月二十五日 衆議院会議録第二十九号

議長 報告

お尋ねの「次期エネルギー基本計画」については、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会(以下「分科会」という。)において議論が行われているところであり、当該議論も踏まえ、今後、政府として決定してまいりたい。

二について

お尋ねの「集中立地規制を導入」の趣旨が必ずしも明らかではないが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第四十三条の三の六第一項第三号に規定する「重大事故・・・の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」の審査を行う際の審査基準として定められている実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成二十五年六月十九日原子力規制委員会決定)においては、発電用原子炉設置者に対し「複数号機の同時被災等」及び「工場等内の全発電用原子炉施設で同時に重大事故が発生した場合」を考慮して「重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、あらかじめ手順書を整備し、・・・必要な体制の適切な整備」をすることを求めている。

三の1について

お尋ねの諸外国に倣って集中立地を規制する「の趣旨が必ずしも明らかではないが、原子力規制委員会としては、いずれにせよ、お尋ねのような検討は行っていない。

三の2について

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所一号機から五号機までを含め、原子力発電所の廃炉については、実用発電用原子炉の設置者である事業者が判断するものと考えている。

三の3について

原子炉等規制法に基づく規制については、二についてでお答えしたとおりであり、現時点において、お尋ねの「集中立地規制の検討が不可欠」とは考えていない。

また、お尋ねの「エネルギー基本計画の見直し」については、分科会において議論が行われているところであり、当該議論も踏まえ、今後、政府として決定してまいりたい。

令和三年五月十二日提出
質問 第一三二二号

衆議院国土交通委員会における非居住者外国人(カジノ)所得に対する課税についての特定複合観光施設区域整備推進本部事務局の虚偽答弁等に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

衆議院国土交通委員会における非居住者外国人(カジノ)所得に対する課税についての特定複合観光施設区域整備推進本部事務局の虚偽答弁等に関する質問主意書

一 国土交通省観光庁が、昨年十一月十六日に自民党国土交通部会、翌十七日に公明党国土交通部会に提示、配布した「IR事業の円滑な実施に向けた税制上の取扱いの明確化」という文書において、「カジノの勝ち金への課税について、国内の公営ギャンブルの勝ち金と等しい扱い(一時所得として確定申告。源泉徴収・支払調書なし。とする)」と要望したにもかかわらず、「令和三年度与党税制改正大綱」において、「非居住者のカジノ所得について非課税とする」とし、政府の要望と真逆の方針(「課税」対「非課税」)を与党が決定したことをどう受け止めるか

衆議院国土交通委員会(令和三年五月十二日)で質問したところ、特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長は「国内の公営ギャンブルの

勝ち金と等しく、源泉徴収を行わないように要望した」旨答弁した。

しかし、先に述べた国土交通省観光庁による要望書で、「一時所得として確定申告」とあるように、明らかに課税を前提とした文言が明記されている。にもかかわらず、当該政府参考人は「源泉徴収を行わない」とのみ答弁し、あたかも国土交通省観光庁は、当初からカジノ勝ち金への課税を要望しておらず、与党税制改正大綱の方針と齟齬がないかの如き答弁を行った。これは明らかに虚偽答弁ではないか。

二 国会の場で、このような虚偽答弁を平然と行う官僚には、厳正な処分を行うべきと考える。政府の方針如何。

三 非居住者外国人(カジノ)所得について、国土交通省が、課税を前提とした要望を行ったにもかかわらず、与党税制調査会が「非課税」との決定を行ったことを、所得税法において当該改正を所掌することとなると思われる政府はどう受け止めているか。

四 財務省も、令和元年末の税制改正論議の中で、非居住者外国人(カジノ)所得について、課税対象とするとの立場をとり、非居住者外国人(カジノ)は出国すると税務調査が困難になることから、源泉徴収したいとの考えも示していたと報道されているが、事実か。

五 この一連の税制改正の流れの中で、国土交通省観光庁や財務省の要望とは真逆の、「非課税」との決定を与党税制調査会が行ったことについて、菅首相や和泉首相補佐官の介入があったとの報道があるが、事実か。右質問する。

内閣衆質二〇四第一三二二号

令和三年五月二十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員阿部知子君提出次期エネルギー基本計画の骨格(案)に関する質問に対する答弁書

令和三年五月二十五日 衆議院会議録第二十九号

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案 公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書 海上交通安全法

衆議院議員江田憲司君提出衆議院国土交通委員会における非居住者(外国人)のカジノ所得に対する課税についての特定複合観光施設区域整備推進本部事務局の虚偽答弁等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出衆議院国土交通委員会における非居住者(外国人)のカジノ所得に対する課税についての特定複合観光施設区域整備推進本部事務局の虚偽答弁等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の文書は、少なくとも、「国内の公営ギャンブルの勝ち金と等しく、源泉徴収を行わないよう要望したものであり、御指摘の答弁は「虚偽答弁」ではない。

三について

政府としては、令和二年十二月十日に与党が取りまとめた「令和三年度税制改正大綱」を踏まえて対応してまいりたい。

四について

令和二年年度の税制改正プロセスにおいて、財務省が、非居住者のカジノ所得に対する源泉徴収等の導入を検討する必要性について提示したことは事実である。

五について

お尋ねの「介入」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案

右の議案を提出する。

令和三年五月二十日

提出者

災害対策特別委員長 金子 恭之

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律 法律

(趣旨)

第一条 この法律は、自然災害義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、自然災害の被災者等が自ら自然災害義援金を使用することができるよう、自然災害義援金に係る差押禁止等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「自然災害義援金」とは、自然災害(暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じた被害をいう。附則第二項において同じ)の被災者又はその遺族(以下この条において「被災者等」という。)の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に抛出された金銭を原資として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

(差押禁止等) 第三条 自然災害義援金の交付を受けることになった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 自然災害義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、令和三年一月一日以後に発生した自然災害に関し、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった自然災害義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

理 由

自然災害義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、自然災害の被災者等が自ら自然災害義援金を使用する

ことができるようにするため、自然災害義援金について、差押えを禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の本院提出案を送付する。

令和三年五月十四日

参議院議長 山東 昭子

衆議院議長 大島 理森殿

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二百四十四条第一項第二号の二中「第二百四十二条の四第六項」を「第二百四十二条の四第七項」に改める。

第二百七十三条中「当該参議院合同選挙区選挙管理委員会又は都道府県若しくは」を「当該都道府県又は」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、選挙運動用電子メールの送信に係る表示義務に違反した者に対する罰則の規定を整理する等のもので、その内容は次のとおりである。

1 罰則の規定の整理

選挙運動用電子メールの送信に係る表示義務に違反した者に対する罰則の規定を整理すること。

2 選挙事務の委嘱に係る規定の整理

選挙事務の委嘱に係る規定を整理すること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、選挙運動用電子メールの送信に係る表示義務に違反した者に対する罰則の規定を整理する等のもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

令和三年五月二十日

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 川崎 二郎

衆議院議長 大島 理森殿

海上交通安全法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年四月九日

参議院議長 山東 昭子

衆議院議長 大島 理森殿

海上交通安全法等の一部を改正する法律 (海上交通安全法の一部改正)

第一条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八節 指定海域における措置」第三十二条―第三十五条を「第八節 異常気象等における措置」第三十二条―第三十五条に、「第三十六―第三十九条」を「第四十条―第四十三条」に、「第四十条―第四十六条」を「第四十四―第五十条」に、「第四十七―第五十条」を「第五十一―第五十四条」に改める。

第二十四条第三項中「第三十六―第三十九条」を「第四十条―第五十条」に、「第四十三―第四十六」を「第四十四―第五十条」に改める。

第二十六―第三十一条中「発生により」を「発生により、」に、「航行する」を「において航行し、」に、「又は」を「航行する」に改める。

第五十条中「第四十七―第四十六」を「第四十五―第五十条」に改める。

第五十条中「第四十七―第四十六」を「第四十五―第五十条」に改める。

で又は前条第三号を「第五十一条第二項又は前条第二項」に改め、同条を第五十四条とする。

第四十九條第二号中「第三十二條」を「第三十六條」に改め、同条第三号を削り、同条に次の一項を加える。

2 第四十條第六項又は第四十一條第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十九條を第五十三條とし、第四十八條を第五十二條とする。

第四十七條第二号中「又は第三十五條」を「第三十二條第一項又は第三十九條」に改め、同条第四号から第六号までを削り、同条第七号中「第三十九條第一項」を「第四十三條第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十條第一項の規定に違反したとき。

二 第四十條第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反したとき。

三 第四十一條第二項、第四十二條又は第四十三條第三項の規定による海上保安庁長官の処分違反したとき。

第四十七條を第五十一條とし、第四章中第四十六條を第五十條とし、第四十五條を第四十九條とする。

第四十四條中「又は第三十五條」を「第三十二條第一項又は第三十九條」に改め、同条を第四十八條とし、第四十三條を第四十七條とし、第四十條から第四十二條までを四條ずつ繰り下げる。

第三十九條第一項ただし書中「第二十五條」を「第二十四條」に改め、第三章中同条を第四十三條とする。

第三十八條第一号中「第三十六條第一項」を「第四十條第一項」に改め、同条第二号中「第三十六條第三項」を「第四十條第三項」に改め、同条第三号中「第三十六條第六項」を「第四十條第六項」に改め、同条を第四十二條とする。

第三十七條第六項中「第四十三條」を「第四十五條」に改め、同条を第四十一條とする。

第三十六條第八項中「第四十三條」を「第四十五條」に改め、同条を第四十條とし、第二章第八節中第三十五條を第三十九條とし、第三十四條を第三十八條とする。

第三十三條第二項中「第三十五條」を「第三十九條」に改め、同条を第三十七條とし、第三十二條を第三十六條とする。

第二章中第八節を第九節とし、第七節の次に次の一節を加える。

第八節 異常気象等時における措置
(異常気象等時における航行制限等)

第三十二條 海上保安庁長官は、台風、津波その他の異常な気象又は海象(以下「異常気象等」という。)により、船舶の正常な運航が阻害され、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、当該海域における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

一 当該海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止すること。

二 当該海域の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、又は当該境界付近から退去することを命ずること。

三 当該海域にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、当該海域内における移動を命じ、又は当該海域から退去することを命ずること。

2 海上保安庁長官は、異常気象等により、船舶の正常な運航が阻害され、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生ずるおそれがあるとする海域について、必要があるとして、当該海域又は当該海域の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(異常気象等時特定船舶に対する情報の提供等)

第三十三條 海上保安庁長官は、異常気象等により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、異常気象等時特定船舶(第四十條本文に規定する船舶であつて、異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める海域において航行し、停泊し、又はびよう泊をしているものをいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報、当該異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報その他の当該海域において安全に航行し、停泊し、又はびよう泊をするために当該異常気象等時特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 前項の規定により情報を提供する期間は、海上保安庁長官がこれを公示する。

3 異常気象等時特定船舶は、第一項に規定する海域において航行し、停泊し、又はびよう泊をしている間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告)

第三十四條 海上保安庁長官は、異常気象等により、異常気象等時特定船舶が他の船舶又は工作物に著しく接近するおそれその他の異常気象等時特定船舶の航行、停泊又はびよう泊に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該異常気象等時特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた異常気象等時特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

(協議会)

第三十五條 海上保安庁長官は、湾その他の海域ごとに、異常気象等により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 海上保安庁長官

二 関係地方行政機関の長

三 船舶の運航に関係する者その他の海上保安庁長官が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(港則法の一部改正)

第二条 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十条」に、「第十二条」を「第二十条」を「第二十一条」に、「第二十一条」を「第二十三条」を「第二十条」に、「第二十三条」を「第二十六条」を「第二十三条」に、「第二十五条」に、「第二十七条」を「第三十条」の二を「第二十六条」に、「第三十条」に、「第四十八条」を「第五十条」に、「第四十九条」を「第五十四条」を「第五十一条」を「第五十六条」に改める。

第六条を削る。

第七条第一項中「第十条及び第二十三条」を「第九条及び第二十二條」に、「第五條第一項」を「前條第一項」に改め、同条を第六條とし、第八條を第七條とし、第九條から第十一條までを一列ずつ繰り上げる。

第十二條の前の見出しを削り、第三章中同条を第十一條とし、同条の前に見出しとして「(航路)」を付する。

第十三條中「左の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条を第十二條とする。

第十四條の前の見出しを削り、同条を第十三條とし、同条の前に見出しとして「(航法)」を付し、第十四條の二を第十四條とする。

第十九條第一項中「第十四條第三項」を「第十三條第三項」に改め、同条第二項中「第十四條」を「第十三條」に改める。

第二十條を削り、第四章中第二十一條を第二十二條とする。

第二十二條ただし書中「但し」を「ただし」に、「差支がない」を「差し支えない」に改め、同条を第二十一條とする。

第二十三條第二項中「前項の」を「同項の」に改め、同条第四項中「境界附近」を「境界付近」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十四條第一項中「これ」を「これら」に改め、同条第二項中「境界附近」を「境界付近」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第三項中「虞」を「おそれ」に改め、第五章中同条を第二十三條と

し、第二十五條を第二十四條とする。

第二十六條中「境界附近」を「境界付近」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条を第二十五條とし、第六章中第二十七條を第二十六條とし、第二十八條を第二十七條とし、第二十九條を第二十八條とする。

第三十條の前の見出しを削り、同条を第二十九條とし、同条の前に見出しとして「(火災警報)」を付する。

第三十條の二中「見易い」を「見やすい」に改め、同条を第三十條とする。

第四十條第二項中「第二十一條第一項」を「第二十條第一項」に改める。

第五十四條中「第五十條第四号若しくは第五号又は第五十二條第二号若しくは第三号」を「第五十二條第二項又は第五十四條第二項」に改め、同条を第五十六條とする。

第五十三條中「第十一條」を「第十條」に改め、同条を第五十五條とし、第五十二條を削る。

第五十一條中「第四十三條」を「第四十五條」に改め、同条を第五十三條とし、同条の次に次の一條を加える。

第五十四條 第四條、第七條第二項、第二十條第一項又は第三十五條の規定の違反となるような行為をした者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第七條第一項、第二十三條第二項、第二十八條(第四十五條において準用する場合を含む。)、第三十二條、第三十三條又は第三十四條第一項の規定に違反したとき。

二 第三十四條第二項の規定による処分違反したとき。

第五十條第一号中「第七條第一項、第十二條、第十三條」を「第六條第一項、第十一條、第十二條」に、「第四十三條」を「第四十五條」に改

め、同条第三号中「第八條第三項、第十條」を「第七條第三項、第九條」に、「第四十三條」を「第四十五條」に、「第十四條の二」を「第十四條」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「第二十五條」を「第二十四條」に改め、同条を同条第四号とし、同条に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三條第一項又は第三十一條第一項(第四十五條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第二十三條第三項又は第二十五條、第三十一條第二項、第三十六條第二項若しくは第三十八條第四項(これらの規定を第四十五條において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反したとき。

第五十條を第五十二條とする。

第四十九條第一号中「第二十二條、第二十三條第一項」を「第二十一條、第二十二條第一項」に、「第四十三條」を「第四十五條」に、「第二十一條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同条第二号中「第四十三條」を「第四十五條」に改め、同条を第五十一條とする。

第四十八條第一項中「第十條」を「第九條」に、「第四十三條」を「第四十五條」に、「第十四條の二、第二十一條第一項」を「第十四條、第二十條第一項」に改め、第七章中同条を第五十條とし、第四十七條を第四十九條とする。

第四十六條に見出しとして「(海上保安庁長官による港長等の職権の代行)」を付し、同条中「第七條、第十條、第十四條の二、第二十一條第一項、第二十二條、第二十五條」を「第六條、第九條、第十四條、第二十條第一項、第二十一條、第二十四條」に、「並びに第四十二條」を「第四十二條、第四十三條第一項並びに第四十四條」に、「第四十三條」を「第四十五條」に、「準用

する第十條」を「準用する第九條」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十二條第一項第三号の規定により同項に規定する海域からの退去を命じ、又は同条第二項の規定により同項に規定する海域からの退去を勧告しようとする場合において、これらの海域及び当該海域に隣接する港からの船舶の退去を一體的に行う必要があると認めるときは、当該港が特定港である場合にあつては当該特定港の港長に代わつて第三十九條第三項及び第四項に規定する職権を、当該港が特定港以外の港である場合にあつては当該港に係る第四十五條に規定する管区海上保安本部の事務所の長に代わつて同条において準用する第三十九條第三項及び第四項に規定する職権を行うものとする。

第四十六條を第四十八條とし、第四十五條を第四十七條とする。

第四十四條の前の見出しを削り、同条第一項中「第三十三條第一項」を「第三十七條第一項」に、「第四十六條」を「第四十八條第二項」に改め、同条第二項中「第三十三條第二項」を「第三十七條第二項」に、「第四十六條」を「第四十八條第二項」に改め、同条を第四十六條とし、同条の前に見出しとして「(非常災害時における海上保安庁長官の措置等)」を付する。

第四十三條中「第十條、第二十六條、第二十九條」を「第九條、第二十五條、第二十八條」に改め、同条を第四十五條とし、第四十二條の次に次の二條を加える。

(異常気象等時特定船舶に対する情報の提供等)

第四十三條 港長は、異常な気象又は海象による船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、異常気象等時特定船舶(小型船及び汽艇等以外の船舶であつて、特定港

内及び特定港の境界付近の区域のうち、異常な気象又は海象が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める区域において航行し、停留し、又はびよう泊をしているものをいう。

以下この条及び次条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報、当該異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報その他の当該区域において安全に航行し、停留し、又はびよう泊をするために当該異常気象等時特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 前項の規定により情報を提供する期間は、港長がこれを公示する。

3 異常気象等時特定船舶は、第一項に規定する区域において航行し、停留し、又はびよう泊をしている間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告)

第四十四条 港長は、異常な気象又は海象により、異常気象等時特定船舶が他の船舶又は工作物に著しく接近するおそれその他の異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該異常気象等時特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 港長は、必要があると認めるときは、前項

の規定による勧告を受けた異常気象等時特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

(航路標識法の一部改正)

第三条 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「の変更」の下に「(第三項及び第五項に規定する航路標識の設備の変更を除く。)」を加え、同条中第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 第三項第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める区域又は海域にある電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものの設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

一 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第四十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合、当該情報の提供が行われている同項に規定する区域

二 港則法第四十六条第一項に規定する指定港非常災害発生周知措置がとられている場合、当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港(同法第三条第三項に規定する指定港をいう。第二十二條第一項において同じ。)の区域

三 前二号に掲げる場合のほか、海上保安庁長官が港則法第三条第二項に規定する特定港における異常な気象又は海象による船舶交通の危険を防止する必要があると認める場合、当該特定港の区域のうち航路標識の設置が船舶交通の危険の防止を図る上で有効であると認めて海上保安庁長官が指定する区域

四 海上交通安全法(昭和四十七年法律第一百五十五号)第三十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合、当該情報の

提供が行われている同項に規定する海域

五 海上交通安全法第三十七条第一項に規定する非常災害発生周知措置(以下この号及び第二十二條第一項において「非常災害発生周知措置」という。)がとられている場合、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域(同法第二条第四項に規定する指定海域をいう。第二十二條第一項において同じ。)

4 海上保安庁長官は、前項第三号の規定による指定をする場合には、その旨並びにその区域及び期間を公示しなければならない。

5 第三項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる場合に該当しなくなつたときは、遅滞なく、当該届出に係る航路標識の設備を当該届出に係る変更前のものと同一のものに変更し、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

第十三条第十項中「第五条第三項」を「第五条第六項」に改める。

第二十二條第一項中「海上交通安全法(昭和四十七年法律第一百五十五号)第三十三条第一項に規定する」及び「(以下この項において「非常災害発生周知措置」という。))を削り、「同条第二項」を「海上交通安全法第三十七条第二項」に改め、「(同法第二条第四項に規定する指定海域をいう。以下この項において同じ。))及び「(港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第三条第三項に規定する指定港をいう。))を削り、同条の次に次の一条を加える。

(海上保安庁の行う電波を使用する航路標識による情報の送信)

第二十二條の二 海上保安庁は、空港、道路、港湾施設その他の施設を設置し、又は管理する者からの申出を受けた場合において、海上保安庁長官が船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、その業務の遂行に支

障のない限り、第五条第三項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域又は海域内において、当該者に代わつて電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものによる情報の送信を行うことができる。

2 前項の申出をする者は、実費を勘案して国土交通省令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第二十三條第一項中「前条第一項」を「第二十二條第一項」に改める。

第三十一条中「第五条第三項」の下に「第五項若しくは第六項」を加える。

第四条 航路標識法の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」の下に「第六条」を加え、

「第二節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理(第三条―第十四条)」を「第二節 航路標識協力団体(第七條―第十條)」と改め、

「第三節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理(第二十一條―第二十五條)」を「第三節 航路標識協力団体(第七條―第十條)」と改め、

「第一章 航路標識に関する費用(第三十一條―第三十五條)」を「第二章 航路標識に関する費用(第三十一條―第三十五條)」と改め、

「第二章 航路標識に関する費用(第三十一條―第三十五條)」を「第三章 航路標識に関する費用(第三十一條―第三十五條)」と改め、

「第三章 航路標識に関する費用(第三十一條―第三十五條)」を「第四章 航路標識に関する費用(第三十一條―第三十五條)」と改め、

「第四章 航路標識に関する費用(第三十一條―第三十五條)」を「第五章 航路標識に関する費用(第三十一條―第三十五條)」と改め、

「第五章 航路標識に関する費用(第三十一條―第三十五條)」を「第六章 航路標識に関する費用(第三十一條―第三十五條)」と改め、

第三十条中「前三条(前条第七号を除く。)」を「第四十一条、第四十二条又は前条第一項に改め、同条を第四十四条とする。」

第二十九条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第六条第十三条第十項を」第十四条第二十一条第十項に、「者」とき。」に改め、同条第二号中「第十三条第一項を」第二十一条第一項に、「者」とき。」に改め、同条第三号中「第十三条第二項本文を」第二十一条第二項本文に、「者」とき。」に改め、同条第四号中「第十四条第一項を」第二十三条第一項に、「者」とき。」に改め、同条第五号中「第十四条第二項を」第二十三条第二項に、「者」とき。」に改め、同条第六号中「第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項を」第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項に、「者」とき。」に改め、同条第七号を削り、同条第八号中「第二十一条を」第三十条に、「者」とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条に次の一項を加える。

2 第二十九条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十九条を第四十三条とする。

第二十八条中「第九条、第十条第一項又は第十三条第五項を」第六条第一項若しくは第二項、第十七条、第十八条第一項又は第二十一条第五項に改め、「違反した」の下にときは、その違反行為をした」を加え、同条を第四十二条とする。

第二十七条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第三条第一項を」第十一条第一項に、「者」とき。」に改め、同条第二号中「第五条第一項本文を」第十三条第一項本文に、「第三条第二項第三号を」第十一条第二項第三号に、「者」とき。」に改め、同条を第四十一条とする。

第四章中第二十六条を第四十条とし、第二十五条を第三十九条とする。

第二十四条第一項中「第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項を」第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項に改め、同条を第三十八条とする。

第二十三条第一項中「第十条、第十三条第六項を」第六条第二項、第十八条、第二十一条第六項に、「第十九条第三項又は第二十二條第一項を」第二十八条第三項又は第三十五条第一項に改め、同項第一号中「第十条第一項又は第十三条第六項を」第六条第二項の場合にあつては同項に規定する処分により通常生ずべき損失額又は同項に規定する措置をするのに通常要すべき費用、第十八条第一項又は第二十一条第六項に、「第十条第二項又は第十三条第七項に」、「第十九条第三項を」第二十八条第三項に、「第二十一条第一項を」第三十五条第一項に改め、同条を第三十七条とする。

第二十二條の二第一項中「第五条第三項各号」を「第十三条第三項各号」に改め、同条を第三十六條とし、第二十二條を第三十五条とする。

第四章を第五章とする。

第三章中第二十一条を第三十条とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章 航路標識に関する費用

(海上保安庁以外の者の行う管理航路標識に関する工事等に要する費用)

第三十一条 第四条第一項の規定により海上保安庁以外の者がする管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持に要する費用は、当該工事又は維持をする者が負担しなければならない。

(義務の履行のために要する費用)

第三十二条 この法律の規定による義務又は第六条第一項若しくは第二項、第九条第二項、第十七条、第十八条第一項、第二十一条第五

項若しくは第六項、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第二十八条第二項若しくは第三項若しくは第三十五条第一項の規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

(原因者負担金)

第三十三条 海上保安庁長官は、他の工事又は他の行為により必要を生じた管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者にその全部又は一部を負担させるものとす。

(強制徴収)

第三十四条 第六条第三項又は前条の規定に基づき負担金(第三項及び第四項において単に「負担金」という。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、海上保安庁長官は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

2 海上保安庁長官は、前項の規定による督促をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。この場合において、延滞金は年十四・五パーセントの割合で計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、海上保安庁長官は、国税滞納処分の例により負担金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先立つものとする。

第二十条を第二十九条とし、第十七条から第十九条までを九条ずつ繰り下げ、第二章第三節中第十六条を第二十五条とし、第十五条を第二十四条とする。

第二章第三節の節名を削る。

第十四条第一項及び第二項中「この節を」この章(第二節を除く。)」に、「第三条第一項を」第四条第一項の承認若しくは第二十一条第一項に、「前条第一項を」第二十一条第一項に、「航路標識の」を「航路標識に関する」に改め、同条を第二十三条とする。

第十三条第五項第二号中「第七条を」第十五条に改め、同条第十項中「第五条第六項、第六条及び第七条を」第十三条第六項、第十四条及び第十五条に、「第五条第六項中」を「第十三条第六項中」に、「第十三条第二項ただし書を」第二十一条第二項ただし書に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の節名及び一條を加える。

第四節 雑則

(承認等の条件)

第二十二條 海上保安庁長官は、第四条第一項の承認又は第十一条第一項若しくは第十三条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

第十二条第一項から第三項までの規定中「第三条第一項を」第十一条第一項に改め、同条第四項中「第四条第一項第四号」を「第十二条第四号」に改め、同条を第二十条とする。

第十一条中「第三条第一項を」第十一条第一項に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二号中「第十三条第一項本文」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第七条」を「第十五条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第九条」を「第十七条」に改め、同

号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 第十一条第一項の許可を受けた者が第十二条の規定により同項又は第十三条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

第十一条を第十九条とする。

第十條中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第五条第一項本文」を「第十三条第一項本文」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第七条」を「第十五条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 第十一条第一項の許可を受けた者が第十二条の規定により同項又は第十三条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

第九条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「措置命令等」を付する。

第八條第一項中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第四条第一項第一号」を「第十二条第一号」に改め、同条第二項中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第四条第一項第三号」を「第十二条第三号」に改め、同条を第十六条とする。

第七條中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第六條中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第五條第一項中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第三項中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項第二号及び第五号中「第十二条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第六項中「第三条第一項」を「第

十一条第一項」に改め、同条を第十三条とする。第四条の見出しを「許可の基準」に改め、同条第二項を削り、同条を第十二条とする。

第三条第一項中「第十三条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第二章第二節を同章第三節とする。

第二条の次に次の四條及び一節を加える。

(工事原因者の工事の施行等)

第三条 海上保安庁長官は、海上保安庁が管理する航路標識(以下「管理航路標識」という。)に関する工事以外の工事(以下この条及び第三十三条において「他の工事」という。)又は管理航路標識を汚し、若しくは損傷した行為(以下この条及び第三十三条において「他の行為」という。)によつて必要を生じた管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者にさせることができる。

(海上保安庁以外の者の行う管理航路標識に関する工事等の承認)

第四条 海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をしようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならない。ただし、ごみその他の廃物の除去、草刈りその他これらに類する小規模な維持については、海上保安庁長官の承認を受けることを要しない。

2 前項の承認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 管理航路標識の位置

三 管理航路標識に関する工事の設計及び実施計画又は管理航路標識の維持の実施計画

四 その他国土交通省令で定める事項

(承認の基準)

第五条 海上保安庁長官は、前条第一項の承認の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持が海上保安庁が行う当該管理航路標識の管理及び船舶交通の安全に支障を及ぼすものでないこと。

二 当該管理航路標識に関する工事の設計及び実施計画又は当該管理航路標識の維持の実施計画が航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 申請者が当該管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持をするに足りる能力を有すること。

(監督処分)

第六条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第四条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、又は工事若しくは維持の中止若しくは管理航路標識を原状に回復することを命ずることができる。

一 第四条第一項の規定に違反して、管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をした者

二 第二十二条の規定により第四条第一項の承認に付された条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により第四条第一項の承認を受けた者

2 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第四条第一項の承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 管理航路標識に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 管理航路標識の管理上の事由以外の事由

に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者(以下この項において「義務者」という。)を確知することができないときは、海上保安庁長官は、当該義務者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項において「措置実施者」という。)に当該措置を行わせることができる。この場合においては、海上保安庁長官は、その定めた期限内に義務者において当該措置を行わなければならない旨を、あらかじめ公告しなければならない。

第二節 航路標識協力団体

(航路標識協力団体の指定)

第七条 海上保安庁長官は、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であつて、次条第一項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると思われるものを、その申請により、管理航路標識ことに航路標識協力団体として指定することができる。

2 海上保安庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、当該航路標識協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 航路標識協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

4 海上保安庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(航路標識協力団体の業務等)

第八条 航路標識協力団体は、前条第二項の規

定による指定に係る管理航路標識について、次に掲げる業務を行うものとする。 一 海上保安庁長官に協力して、管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持を行うこと。 二 管理航路標識の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 三 管理航路標識の管理に関する調査研究を行うこと。 四 管理航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 航路標識協力団体は、前項第一号に掲げる業務として、前条第一項の規定による指定に係る管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持(第四条第一項ただし書に規定するものを除く。)をしようとするときは、当該工事の設計及び実施計画又は当該維持の実施計画について海上保安庁長官に協議しなければならない。 3 前項の工事又は維持についての第四条第一項の適用については、前項の規定による協議が成立することをもつて、同条第一項の承認があつたものとみなす。 (監督等) 第九条 海上保安庁長官は、前条第一項に規定する業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、航路標識協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が前条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該航路標識協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	3 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 4 海上保安庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 (情報の提供等) 第十条 海上保安庁長官は、航路標識協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (政令への委任) 第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (検討) 第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第三条及び第四条の規定による改正後の航路標識法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正) 第四条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。 第三十三条第二項第二十号中「第四十三条を「第四十五条」に、「第二十一条第一項」を「第二	十條第一項に改める。 第三十六條の二第四項中「第四十三條」を「第四十五條」に改める。 海上交通安全法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、参議院送付)に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、船舶交通の一層の安全を確保するため、異常な気象又は海象による船舶交通の危険の防止を図る観点等から所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。 1 海上交通安全法の一部改正 (一) 海上保安庁長官は、異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある等の海域にある船舶に対し、当該海域からの退去を命令すること等ができること。また、異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがあるとして予想される海域について、当該海域又は当該海域の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告できること。 (二) 海上保安庁長官は、異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある海域において航行し、停留し、又はびよう泊をしている船舶に対し、当該海域において船舶が安全に航行等をするために必要な情報を提供するとともに、当該船舶の航行等に危険が生ずるおそれがある場合に、進路の変更等の必要な措置を講ずべきことを勧告できること。 (三) 海上保安庁長官は、湾その他の海域ごとに、異常気象等による船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。 2 港則法の一部改正	(一) 港長は、特定港内及び特定港の境界付近の区域のうち異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある区域において航行等をしている船舶に対し、当該区域において船舶が安全に航行等をするために必要な情報を提供するとともに、当該船舶の航行等に危険が生ずるおそれがある場合に、進路の変更等の必要な措置を講ずべきことを勧告できること。 (二) 海上保安庁長官は、海上交通安全法の規定により船舶に対し、異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある等の海域からの退去を命じ又は勧告しようとする場合において、当該海域に隣接する港からの船舶の退去を一体的に行う必要があると認めるときは、港長等の職権を代行すること。 3 航路標識法の一部改正 (一) 海上保安庁が管理する航路標識(以下「管理航路標識」という。)を損傷等した原因者に対し、必要な工事等の施行又は当該工事等の費用の負担を求める制度を創設すること。 (二) 海上保安庁以外の者が行う管理航路標識に関する工事等に係る海上保安庁長官による承認制度を創設するとともに、海上保安庁長官が指定した航路標識協力団体については、その手続を緩和すること。 (三) 異常気象等時において海上保安庁以外の者の行う電波を使用する航路標識の設備の変更手続を緩和するとともに、海上保安庁が空港等の施設設置者等に代わり電波を使用する航路標識による情報の送信を行うことができること。 4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。 二 議案の可決理由
--	--	---	---

船舶交通の一層の安全を確保するため、異常な気象又は海象による船舶交通の危険の防止を図る観点から船舶交通がふくそうする海域にある船舶に対して海上保安庁長官が適切な方法によるびよう泊、当該海域からの退去等の措置を講ずべきことを勧告し又は命令することができるとすることともに、海上保安庁以外の者による海上保安庁の管理する航路標識の工事又は維持に係る承認制度を創設する等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

令和三年五月二十一日

国土交通委員長 あかま二郎
衆議院議長 大島 理森殿

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案

右の議案を提出する。

令和三年五月二十一日

提出者 文部科学委員長 左藤 章

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第十一条)
- 第二章 基本指針(第十二条)
- 第三章 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置(第十三条―第十六条)
- 第四章 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等(第十七条―第二十一条)
- 第五章 特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等(第二十二条・第二十三条)

令和三年五月二十五日 衆議院会議録第二十九号

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案

第六章 雑則(第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に對する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、あわせて、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)の特例等について定めることにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒

二 十八歳未満の者(前号に該当する者を除く。)

3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、

次に掲げる行為をいう。

- 一 児童生徒等に性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十七条に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。)をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。)
- 二 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(前号に掲げるものを除く。)
- 三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。)(第五条から第八条までの罪に当たる行為をすること(前二号に掲げるものを除く。))
- 四 児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(前三号に掲げるものを除く。)
- イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第二条第三項第三号に規定する性的な部位をいう。)(その他の身体の一部に触れること。)
- ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- 五 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事(前各号に掲げるものを除く。)

4 この法律において「児童生徒性暴力等の防止等」とは、児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処をいう。

5 この法律において「教育職員等」とは、教育職員(教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)(並びに学校の校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。)

6 この法律において「特定免許状失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許法第十条第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第十一条第一項又は第三項の規定により免許状上げの処分を受けた者をいう。

(児童生徒性暴力等の禁止)

第三条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

(基本理念)

第四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない。

3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行われなければならない。

4 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由(解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。)(となり得

る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない。 5 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者の連携の下に行われなければならない。 (国の責務) 第五条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)のつとめ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 (地方公共団体の責務) 第六条 地方公共団体は、基本理念のつとめ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について、国と協力しつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (任命権者等の責務) 第七条 教育職員等を任命し、又は雇用する者は、基本理念のつとめ、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、第十五条第一項のデータベースを活用するものとする。 2 公立学校(地方公共団体が設置する学校をいう。次項において同じ。)の教育職員等の任命権者は、基本理念のつとめ、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底を図るものとする。 3 公立学校以外の学校の教育職員等を雇用する者は、基本理念のつとめ、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対し、懲戒の実施その他の児童生徒性暴力等の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとする。 (学校の設置者の責務)	第八条 学校の設置者は、基本理念のつとめ、その設置する学校における教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。 (学校の責務) 第九条 学校は、基本理念のつとめ、関係者との連携を図りつつ、学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。 (教育職員等の責務) 第十条 教育職員等は、基本理念のつとめ、児童生徒性暴力等を行うことがないよう教育職員等としての倫理の保持を図るとともに、その勤務する学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。 (法制上の措置等) 第十一条 国は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。 2 地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 第二章 基本指針 第十二条 文部科学大臣は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針(次項において「基本指針」という。)を定めるものとする。 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止	等に関する基本的な方針 二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項 三 その他学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等に関する重要事項 第三章 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置 (教育職員等に対する啓発等) 第十三条 国及び地方公共団体は、教育職員等に対し、児童生徒等の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発を行うものとする。 2 国及び地方公共団体は、教育職員の養成課程における児童生徒性暴力等の防止等に関する教育の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。 3 教育職員の養成課程を有する大学は、当該教育職員の養成課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。 (児童生徒等に対する啓発) 第十四条 国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒等に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあつてはならないことについて周知徹底を図るとともに、特に教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたつて回復し難い心理的外傷その他の心身に對する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等に対して、教育職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあつてはならないこと及び被害を受けた児童生徒等に対して第二十條第一項(第二十一條において準用する場合を含む。)の保護及び支援が行われること等について周知徹底を図らなければならない。	(データベースの整備等) 第十五条 国は、特定免許状失効者等の氏名及び特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの事由、その免許状の失効又は取上げの原因となつた事実等に関する情報に係るデータベースの整備その他の特定免許状失効者等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。 2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となつたときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他の必要な措置を講ずるものとする。 (児童生徒性暴力等対策連絡協議会) 第十六条 地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、都道府県警察その他の関係者により構成される児童生徒性暴力等対策連絡協議会を置くことができる。 第四章 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等 (教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置) 第十七条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校における教育職員等による児童生徒性暴力等を早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒等及び教育職員等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。 2 国及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする。 (教育職員等による児童生徒性暴力等に対する措置) 第十八条 教育職員等、地方公共団体の職員その
--	--	--	--

他の児童生徒等からの相談に応じる者及び児童生徒等の保護者は、児童生徒等から教育職員等による児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合等において、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等が在籍する学校又は当該学校の設置者への通報その他の適切な措置をとるものとする。	認めるときは、直ちに、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処しなければならない。 (専門家の協力を得て行う調査) 第十九条 学校の設置者は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事実について自ら必要な調査を行うものとする。	第五章 特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例 第二十二條 特定免許状失効者等(教育職員免許法第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。)については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。	附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条第一項及び第十五条並びに附則第五条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (経過措置) 第二条 第二十二條の規定は、この法律の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る免許状の再授与について適用し、施行日前に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る免許状の再授与については、なお従前の例による。
2 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、前項に規定する場合において犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報するものとする。	2 学校の設置者は、前項の調査を行うに当たり、児童生徒等の人権及び特性に配慮することともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。	2 都道府県の教育委員会には、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。	2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
3 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者(公務員に限る。)は、第一項に規定する場合において犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の定めるところにより告発をしなければならない。	3 都道府県は、第一項の調査が適切に行われるよう、学校の設置者に対し、同項の専門的な知識を有する者に関する情報の提供その他の必要な助言をすることができる。	3 都道府県の教育委員会は、教育職員免許法第十条第二項(同法第十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県の教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。	第三条 教育職員免許法の一部を次のように改正する。 第十六条の二の次に次の一条を加える。 (特定免許状失効者等に係る免許状の再授与) 第十六条の二の二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第 号)第二条第六項に規定する特定免許状失効者等(第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。)の免許状の再授与については、この法律に定めるもののほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の定めるところによる。
4 学校は、第一項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、直ちに、当該学校の設置者による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。	2 学校の設置者及びその設置する学校は、前項に規定する児童生徒等と同じ学校に在籍する児童生徒等に対する心理に関する支援その他当該児童生徒等及びその保護者に対する必要な支援を行うものとする。	第二十三條 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。	第四條 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。
5 学校は、前項の措置を講ずるに当たり、児童生徒等の人権及び特性に配慮することともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。	(教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等への準用)	2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。	第十六條の三第三項中「前条第二項」を「第十六條の二第二項」に、「一次条第二項」を「第十六條の三第二項」に改める。
6 学校は、第四項の規定による報告をするまでの間、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける等当該児童生徒等の保護に必要な措置を講ずるものとする。	第二十一條 第十七条から前条までの規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務(当該学校の管理下におけるものに限る。)に従事する者による児童生徒性暴力等(当該学校の児童生徒等に対するものに限る。)について準用する。	第六章 雑則 (政令への委任) 第二十四條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。	第四條 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。
7 学校は、第四項の場合において犯罪があると			

令和三年五月二十五日 衆議院會議録第二十九号

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案及
び同報告書

二〇

第十九条の見出しを「教育職員免許法等の特例」に改め、同条第一項中「とすると、を」と、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第 号)第二十二條第二項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九條第一項の規定による認定を受けた市町村(以下この項において「認定市町村」という。))の教育委員会を含む。次項及び次条第一項において同じ。」と、「都道府県教育職員免許状再授与審査会」とあるのは「都道府県教育職員免許状再授与審査会(認定市町村においては市町村教育職員免許状再授与審査会。同条におい

て同じ。)」と改める。

第五條 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

(以下この項)

第十九條第一項中「第二十二條第二項」を「第十五條第二項」に改め、廿四條の下に「及び第二十二條第二項を加え、次項及び次条第一項において同じ。」と、「を以下同じ。」と、「当該都道府県」とあるのは「当該都道府県(認定市町村においては当該認定市町村)」と、第二十二條第二項中に「同条に」を「次条に」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第六條 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第十條第三項の表第十九條第一項各号列記以外の部分の項中

特別区域会議に係る関係地方公共団体で村の教育委員会。

を

市町村の教育委員会。	国家戦略特別区域会議に係る市町村の教育委員会。
市町村(以下	国家戦略特別区域会議(平成二十五年法律第百七号)る国家戦略特別区域会議を公共団体である市町村(以

る関係地方公共団体で

家戦略特別区域法(平

第七條第一項に規定す

いう。)に係る関係地方

第十二條の三第十一項の表に次のように加える。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第 号)	第七條第二項	をい	をいい、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二條の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く
---------------------------------------	--------	----	--

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後速やかに、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止に関する措置の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童生徒等の性的な被害を防止する観点から、児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に對する重大な影響を与えるものであることに鑑み、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資するとともに、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、あわせて、特定免許失効者等に対する教育職員免許法の特例等について定める必要

がある。これが、この法律案を提出する理由である。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

右

国会に提出する。

令和三年三月九日

内閣総理大臣 菅 義偉

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 基本方針等(第三條・第六條)

第三章 プラスチック使用製品設計指針(第七條・第二十七條)

第四章 特定プラスチック使用製品の使用の合理化(第二十八條・第三十條)

第五章 市町村の分別収集及び再商品化(第三十一條・第三十八條)

第六章 製造事業者等による自主回収及び再資源化(第三十九條・第四十三條)

第七章 排出事業者による排出の抑制及び再資源化等(第四十四條・第五十三條)

第八章 雑則(第五十四條・第五十九條)

第九章 罰則(第六十條・第六十六條)

附則 第一章 総則

(目的) 第一條 この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置

を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「プラスチック使用製品」とは、プラスチックが使用されている製品をいう。

2 この法律において「使用済プラスチック使用製品」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたプラスチック使用製品であつて、放射性物質によって汚染されていないものをいう。

3 この法律において「プラスチック使用製品廃棄物」とは、使用済プラスチック使用製品が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)(第二条第一項に規定する廃棄物(以下「廃棄物」という。))となつたものをいう。

4 この法律において「プラスチック副産物」とは、製品の製造、加工、修理又は販売その他の事業活動に伴い副次的に得られるプラスチックであつて、放射性物質によって汚染されていないものをいう。

5 この法律において「再資源化」とは、使用済プラスチック使用製品又はプラスチック副産物(次項及び第四条第三項において「使用済プラスチック使用製品等」という。)(の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部分として利用することができる状態にすることをいう。

6 この法律において「再資源化等」とは、再資源化及び使用済プラスチック使用製品等の全部又は一部であつて燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にすることをいう。

7 この法律において「分別収集物」とは、市町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別して収集すること(第六条第一項及び第三十一条

第一項において「分別収集」という。))により得られる物をいう。

8 この法律において「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

一 分別収集物について、製品(燃料として利用される製品にあつては、政令で定めるものに限る。)(の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

二 分別収集物について、前号に規定する製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

9 この法律において「排出事業者」とは、プラスチック使用製品廃棄物のうち廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物(以下「産業廃棄物」という。))に該当するもの(分別収集物となつたものを除く。)(又はプラスチック副産物(以下「プラスチック使用製品産業廃棄物等」という。))を排出する事業者をいう。

第二章 基本方針等

基本方針

第三条 主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制並びに回収及び再資源化等の促進(以下「プラスチックに係る資源循環の促進等」という。))を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。))を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向
- 二 プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類の工夫によるプラスチックに係る資源循環の促進等のための方策に関する事項
- 三 プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

四 分別収集物の再商品化の促進のための方策に関する事項

五 プラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者による使用済プラスチック使用製品(分別収集物となつたものを除く。以下同じ。)(の自主回収(自ら回収し、又は他人に委託して回収させることをいう。)(第五十五条第五項において同じ。))及び再資源化の促進のための方策に関する事項

六 排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための方策に関する事項

七 環境の保全に資するものとしてのプラスチックに係る資源循環の促進等の意義に関する知識の普及に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する重要事項

3 基本方針は、海洋環境の保全及び地球温暖化の防止を図るための施策に関する法律の規定による国の方針との調和が保たれたものでなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関)に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(事業者及び消費者の責務)

第四条 事業者は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物を分別して排出するとともに、その再資源化等を行うよう努めなければならない。

2 消費者は、プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出するよう努めなければならない。

3 事業者及び消費者は、プラスチック使用製品をなるべく長期間使用すること、プラスチック

使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制することともに、使用済プラスチック使用製品等の再資源化等により得られた物又はこれを使用した物を使用するよう努めなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する情報の収集、整理及び活用、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第六条 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 プラスチック使用製品設計指針

第七条 主務大臣は、プラスチック使用製品の製造を業として行う者(その設計を行う者に限る。)(及び専らプラスチック使用製品の設計を業として行う者(以下「プラスチック使用製品製造事業者等」という。))が設計するプラスチック使用製品についてプラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するためにプラスチック使

用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針(以下「プラスチック使用製品設計指針」という。)を定めるものとする。 2 プラスチック使用製品設計指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 プラスチックの使用量の削減、プラスチックに代替する素材の活用その他のプラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するためのプラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類についての工夫に関してプラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項 二 その他プラスチック使用製品製造事業者等がプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施について配慮すべき事項 3 主務大臣は、プラスチック使用製品設計指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。 4 主務大臣は、プラスチック使用製品設計指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 5 プラスチック使用製品製造事業者等は、第一項の規定によりプラスチック使用製品設計指針が定められたときは、これに即してプラスチック使用製品を設計するよう努めなければならない。 （プラスチック使用製品の設計の認定） 第八条 プラスチック使用製品製造事業者等は、その設計するプラスチック使用製品の設計について、主務大臣の認定を受けることができる。 2 前項の認定(以下「設計認定」という。)を受けようとするプラスチック使用製品製造事業者等は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	二 当該プラスチック使用製品の名称及び用途 3 前項の申請書には、当該プラスチック使用製品の設計を記載した書類その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。 4 主務大臣は、設計認定の申請があつた場合において、当該申請に係るプラスチック使用製品の設計がプラスチック使用製品設計指針に適合していると認めるときは、設計認定をするものとする。 5 主務大臣は、設計認定のための審査に当たっては、主務省令で定めるところにより、申請に係るプラスチック使用製品の設計のプラスチック使用製品設計指針への適合性についての技術的な調査を行うものとする。 6 主務大臣は、設計認定をしたときは、当該設計認定に係るプラスチック使用製品の情報を公表するものとする。 （変更の認定等） 第九条 設計認定を受けたプラスチック使用製品製造事業者等(以下「認定プラスチック使用製品製造事業者等」という。)は、当該設計認定に係る設計を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。 2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、設計の変更の内容を記載した書類その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。 3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定に準用する。 4 認定プラスチック使用製品製造事業者等は、前条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 5 主務大臣は、設計認定に係る設計がプラスチック使用製品設計指針に適合しないものとなつたと認めるときは、当該認定プラスチック使用製品製造事業者等に対し、その改善を指示し、又は当該設計認定を取り消すことができる。	6 主務大臣は、前項の規定により設計認定を取り消したときは、その取消しに係るプラスチック使用製品の情報を公表するものとする。 （認定プラスチック使用製品の調達についての配慮等） 第十条 国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、設計認定に係るプラスチック使用製品(以下「認定プラスチック使用製品」という。)の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。 2 事業者及び消費者は、認定プラスチック使用製品を使用するよう努めなければならない。 （指定調査機関による調査） 第十一条 主務大臣は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に第八条第五項(第九条第三項において準用する場合を含む。)に規定する調査(以下「設計調査」という。)の全部又は一部を行わせることができる。 2 主務大臣は、前項の規定により指定調査機関に設計調査の全部又は一部を行わせるときは、当該設計調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、主務大臣は、指定調査機関が第四項の規定により通知する設計調査の結果を考慮して設計認定又は第九条第一項の変更の認定のための審査を行わなければならない。 3 主務大臣が第一項の規定により指定調査機関に設計調査の全部又は一部を行わせることとしたときは、設計認定又は第九条第一項の変更の認定を受けようとする者は、当該設計調査の全部又は一部については、第八条第二項及び第三項並びに第九条第二項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、指定調査機関に申請しなければならない。 4 指定調査機関は、前項の規定による申請に係	る設計調査を行ったときは、遅滞なく、当該設計調査の結果を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に通知しなければならない。 （指定） 第十二条 前条第一項の規定による指定(以下この章において「指定」という。)は、主務省令で定めるところにより、設計調査を行おうとする者の申請により行う。 （欠格条項） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者 二 第二十二条第一項から第三項までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。) 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの(指定の基準等) 第十四条 主務大臣は、第十二条の規定により指定の申請をした者(第二号において「指定申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。 一 設計調査を適確に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合していること。 二 プラスチック使用製品の設計、製造、輸入、販売その他の取扱いを業とする者(以下この号において「取扱業者」という。)に支配さ
---	--	---	--

れているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 指定申請者が株式会社である場合にあっては、取扱業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 指定申請者が法人である場合にあっては、その役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める取扱業者の役員又は職員（過去二年間に取扱業者の役員又は職員であった者を含む。ハにおいて同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 指定申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、取扱業者の役員又は職員であること。

2 主務大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、指定調査機関の氏名又は名称及び住所並びに設計調査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

（指定の更新）

第十五条 指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

3 第一項の指定の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、第一項の指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 主務大臣は、第一項の指定の更新の申請が指定の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかつたとき、又は同項の規定により指定が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（設計調査の実施）

第十六条 指定調査機関は、設計調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計調査を行わなければならない。

2 指定調査機関は、公正に、かつ、主務省令で定める基準に適合する方法により設計調査を行わなければならない。

（変更の届出）

第十七条 指定調査機関は、その氏名若しくは名称若しくは住所又は設計調査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（業務規程）

第十八条 指定調査機関は、設計調査の業務に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、設計調査の実施方法その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が設計調査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第十九条 指定調査機関は、主務大臣の許可を受けないければ、設計調査の業務の全部又は一部を

休止し、又は廃止してはならない。

2 主務大臣は、前項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（適合命令）

第二十条 主務大臣は、指定調査機関が第十四条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定調査機関に対し、これらの要件に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第二十一条 主務大臣は、指定調査機関が第十六条の規定に違反していると認めるとき、又は指定調査機関が行う設計調査が適当でないと認めるときは、当該指定調査機関に対し、設計調査を行うべきこと又は設計調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第二十二条 主務大臣は、指定調査機関が第十三条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて設計調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十一条第四項、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項又は次条の規定に違反したとき。

二 第十八条第三項又は前二条の規定による命令に違反したとき。

三 不正の手段により指定又はその更新を受けたとき。

3 主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、指定調査機関が、正当な理由がないのに、その指定を受けた日から一年を経過してもなおその指定に係る設計調査の業務を開始しないときは、その指定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（帳簿の記載等）

第二十三条 指定調査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、設計調査の業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（秘密保持義務等）

第二十四条 指定調査機関の役員（法人でない指定調査機関にあっては、当該指定を受けた者。次項、第六十条及び第六十三条において同じ。）若しくは職員又はこれらの者であつた者は、設計調査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 設計調査の業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（主務大臣による設計調査の業務の実施）

第二十五条 主務大臣は、指定調査機関が第十九条第一項の規定により設計調査の業務の全部若しくは一部を休止した場合、第二十二條第二項の規定により指定調査機関に対し設計調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定調査機関が天災その他の事由により設計調査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第二十一条第二項の規定にかかわらず、設計調査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により設計調査の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる設計調査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 主務大臣が、第一項の規定により設計調査の業務を行うこととし、第十九条第一項の規定に

より設計調査の業務の廃止を許可し、又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における設計調査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

(手数料)

第二十六条 設計認定又は第九条第一項の変更の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。ただし、主務大臣が第十一条第一項の規定により指定調査機関に設計調査の全部を行わせることとしたときは、この限りでない。

2 指定調査機関が行う設計調査を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定調査機関が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を、当該指定調査機関に納めなければならない。

(審査請求)

第二十七条 この章の規定による指定調査機関の処分又はその不作為について不服がある者は、主務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、当該指定調査機関の上級行政庁とみなす。

第四章 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

(事業者の判断の基準となるべき事項)

第二十八条 主務大臣は、プラスチック使用製品(廃棄物の排出を抑制するため、主務省令で、その事業において特定プラスチック使用製品(商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第十二号。以下「容器包装再商品化法」という。))第二十一条に規定する容器包装を除く。))として政令で定めるものを

いう。以下同じ。))を提供する事業者であつて、特定プラスチック使用製品の使用の合理化を行うことが特に必要な業種として政令で定めるものに属する事業を行うもの(定型的な約款による契約に基づき、当該業種に属する事業を行う者に特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者を含む。以下「特定プラスチック使用製品提供事業者」という。))が特定プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置に関し、当該特定プラスチック使用製品提供事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、特定プラスチック使用製品の使用の合理化の状況、特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はその改定をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

4 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はその改定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(指導及び助言)

第二十九条 主務大臣は、プラスチック使用製品(廃棄物の排出を抑制するため必要があると認めるときは、特定プラスチック使用製品提供事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制について必要な指導及

び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十条 主務大臣は、特定プラスチック使用製品提供事業者であつて、その事業において提供する特定プラスチック使用製品の量が政令で定める要件に該当するもの(以下「特定プラスチック使用製品多量提供事業者」という。))の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の状況が第二十八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定プラスチック使用製品多量提供事業者に対し、その判断の根拠を示して、特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 前項に規定する特定プラスチック使用製品の量には、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下この項において「加盟者」という。))が提供する特定プラスチック使用製品に関する定めであつて主務省令で定めるものがあるものを行う特定プラスチック使用製品提供事業者があつては、加盟者の事業において提供する特定プラスチック使用製品の量を含むものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定プラスチック使用製品多量提供事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定プラスチック使用製品多量提供事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合に

において、特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を著しく害すると認めるときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。第四十六条第五項において同じ。))で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定プラスチック使用製品多量提供事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 市町村の分別収集及び再商品化(分別収集等)

第三十一条 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たっては、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 当該市町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準の策定

二 前号に規定する分別の基準をプラスチック使用製品廃棄物を排出する者に周知させるための措置その他当該市町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物が当該分別の基準に従つて適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置

2 市町村が前項第一号に規定する分別の基準を定めたときは、当該市町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者は、当該分別の基準に従い、プラスチック使用製品廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。

(再商品化の委託)

第三十二条 市町村は、分別収集物(環境省令で定める基準に適合するものに限る。第三十六条において同じ。))の再商品化を、容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人第三十六条において「指定法人」という。))に委託することができる。

(再商品化計画の認定)

第三十三条 市町村は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、分別収集物の再商品化の実施に関する計画（以下この条及び次条第四項第一号において「再商品化計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 再商品化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 分別収集物の種類（分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物（容器包装再商品化法第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるものとして主務省令で定めるものをいう。第三十五条において同じ。）が含まれる場合は、その種類を含む。第三号において同じ。）

二 分別収集物の再商品化を実施しようとする期間

三 各年度において得られる分別収集物の種類ごとの量の見込み

四 分別収集物の再商品化の実施方法

五 分別収集物の再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳

六 分別収集物の収集、運搬又は処分（再生を含む。次項第四号口、第三十九条第三項第三号口及び八並びに第四十八条第三項第三号口及び八を除き、以下同じ。）を行う者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

七 分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設

八 分別収集物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

九 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再商品化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再商品化計画の内容が、基本方針に照らし

て適切なものであり、かつ、プラスチック使用製品廃棄物の適正な処理及び分別収集物の再商品化の効率的な実施に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 前項第二号に規定する期間が主務省令で定める期間を超えないものであること。

三 前項第六号に規定する者の能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同項第八号に規定する施設が、分別収集物の再商品化を適確に、かつ、継続して実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

四 前項第六号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第六十条及び第六十三条を除き、以下同じ。）を含む。第三十九条第三項第三号二及び第四十八条第三項第三号二において同じ。）がイ又はロのいずれかに該当するもの

二 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

ホ 個人であつて、政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

ヘ 廃棄物処理法第十四条第五項第二号へに該当する者

（再商品化計画の変更等）

第三十四条 前条第三項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、同条第二項第一号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定市町村は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 認定市町村は、前条第二項第九号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定を取り消すことができる。

一 認定市町村（前条第三項の認定に係る再商品化計画（第一項の規定による変更又は前二項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定再商品化計画」という。）に記載された同条第二項第六号に規定する者（以下「再商品化実施者」という。）を含む。第五十五条第四項において「認定市町村等」という。）が、認定再商品化計画に従つて分別収集物の再商品化を実施していないとき。

二 認定市町村が、再商品化実施者以外の者に對して、認定再商品化計画に係る分別収集物の再商品化に必要な行為（収集、運搬又は処分に該当するものに限る。）を委託したとき。

三 再商品化実施者の能力又は認定再商品化計画に記載された前条第二項第七号に掲げる施設若しくは同項第八号に規定する施設が、同条第三項第三号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

四 再商品化実施者が前条第三項第四号イからヘまでのいずれかに該当するに至つたとき。

5 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（容器包装再商品化法の特例）

第三十五条 認定再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物については、これを容器包装再商品化法第二条第六項に規定する分別基準適合物とみなして、容器包装再商品化法の規定を適用する。

（廃棄物処理法の特例）

第三十六条 第三十二条の規定により市町村の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物（以下「一般廃棄物」という。）又は産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）を実施する指定法人又は指定法人の再委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けなくて、当該行為を業として実施することができる。

2 廃棄物処理法第六条の二第二項の規定にかかわらず、第三十二条の規定により市町村が分別収集物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。）を指定法人に委託する場合の基準は、政令で定める。

3 指定法人は、市町村の委託を受けた分別収集物の再商品化に必要な行為（産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。）を他人に再委託

分には、委託したとき。

三 再商品化実施者の能力又は認定再商品化計画に記載された前条第二項第七号に掲げる施設若しくは同項第八号に規定する施設が、同条第三項第三号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

四 再商品化実施者が前条第三項第四号イからヘまでのいずれかに該当するに至つたとき。

5 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（容器包装再商品化法の特例）

第三十五条 認定再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物については、これを容器包装再商品化法第二条第六項に規定する分別基準適合物とみなして、容器包装再商品化法の規定を適用する。

（廃棄物処理法の特例）

第三十六条 第三十二条の規定により市町村の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物（以下「一般廃棄物」という。）又は産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）を実施する指定法人又は指定法人の再委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けなくて、当該行為を業として実施することができる。

2 廃棄物処理法第六条の二第二項の規定にかかわらず、第三十二条の規定により市町村が分別収集物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。）を指定法人に委託する場合の基準は、政令で定める。

3 指定法人は、市町村の委託を受けた分別収集物の再商品化に必要な行為（産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。）を他人に再委託

託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

4 指定法人(市町村の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を実施する場合に限る。以下この条において同じ。)は、廃棄物処理法第七條第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七條の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は廃棄物処理法第十二條の四第一項、第十四條第十二項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四條の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第七條第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。)若しくは一般廃棄物処分業者(廃棄物処理法第十四條第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。)とみなす。

5 指定法人の再委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者は、廃棄物処理法第六條の二第六項、第七條第十三項及び第十四項並びに第七條の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は廃棄物処理法第十二條の四第一項、第十四條第十二項から第十六項まで及び第十四條の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九條の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

す。

7 一般廃棄物処理基準(廃棄物処理法第六條の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。第四十一條第七項において同じ。)に適合しない分別収集物(一般廃棄物であるものに限る。)の運搬又は処分(保管を含む。以下この項において同じ。)が行われた場合において、指定法人が当該運搬若しくは処分を行った者に対して当該運搬若しくは処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該運搬若しくは処分をすることを助けたときは、指定法人は、廃棄物処理法第十九條の四(廃棄物処理法第十九條の十第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定(当該規定に係る罰則を含む。)の適用については、廃棄物処理法第十九條の四第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

第三十七條 再商品化実施者は、廃棄物処理法第七條第一項若しくは第六項又は第十四條第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定再商品化計画に従って行う分別収集物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分(当該再商品化を業として実施すること)ができる。

2 廃棄物処理法第六條の二第二項の規定にかかわらず、認定市町村が分別収集物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分(当該再商品化を業として実施すること)ができる。

3 再商品化実施者は、廃棄物処理法第七條第十三項から第十六項まで及び第七條の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は廃棄物処理法第十二條の四第一項、第十四條第十二項から第十七項まで及び第十四條の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

4 前項に規定する者は、廃棄物処理法第十九條の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。(適用除外)

第三十八條 この章の規定は、次に掲げる製品が廃棄物となったものについては、適用しない。
一 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七號)第二条第四項に規定する特定家庭用機器
二 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七號)第二条第一項に規定する自動車

第六章 製造事業者等による自主回収及び再資源化
第三十九條 (自主回収・再資源化事業計画の認定)
自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品(当該プラスチック使用製品と合わせて再資源化を実施することが効率的なプラスチック使用製品を含む。)が使用済プラスチック使用製品となったものの再資源化のための使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分の事業(以下「自主回収・再資源化事業」という。)を行おうとする者(当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該自主回収・再資源化事業を行おうとする者を含む。)は、主務省令で定めるところにより、自主回収・再資源化事業の実施に関する計画(以下この条及び次条第四項において「自主回収・再資源化事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 自主回収・再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 申請者が法人である場合においては、その役員(氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名)

三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四 自主回収・再資源化事業の内容
五 使用済プラスチック使用製品の収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託しようとする場合には、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

六 使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬の用に供する施設
七 使用済プラスチック使用製品の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

八 使用済プラスチック使用製品の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合には、その内容
九 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る自主回収・再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一 自主回収・再資源化事業の内容が、基本方針に照らして適切なものであり、かつ、使用済プラスチック使用製品の再資源化の促進に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者(前項第五号に規定する者がある場合にあつては、当該者を含む。次号において同じ。)の能力並びに同項第六号に掲げる施設及び同項第七号に規定する施設が、自主回収・再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ 廃棄物処理法第十四條第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

口 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 次条第四項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの
ホ 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの
ヘ 個人であつて、政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 廃棄物処理法第十四条第五項第二号へに該当する者
(自主回収・再資源化事業計画の変更等)

第四十条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定自主回収・再資源化事業者」という。)は、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定自主回収・再資源化事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 認定自主回収・再資源化事業者は、前条第二

項第一号から第三号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の規定に係る自主回収・再資源化事業計画(第一項の規定による変更又は前二項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定自主回収・再資源化事業計画」という。)の変更を指示し、又は同条第三項の認定を取り消すことができる。

一 認定自主回収・再資源化事業者(認定自主回収・再資源化事業計画に前条第二項第五号に規定する者が記載されている場合には、当該者を含む。次号及び次条を除き、以下同じ。)が、認定自主回収・再資源化事業計画に従つて自主回収・再資源化事業を実施していないとき。

二 認定自主回収・再資源化事業者が、認定自主回収・再資源化事業計画に記載された前条第二項第五号に規定する者以外の者に対して、当該認定自主回収・再資源化事業計画に係る使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を委託したとき。

三 認定自主回収・再資源化事業者の能力又は前条第二項第六号に掲げる施設若しくは同項第七号に規定する施設が、同条第三項第二号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

四 認定自主回収・再資源化事業者が前条第三項第三号イからトまでのいずれかに該当するに至つたとき。

5 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。
(廃棄物処理法の特例)
第四十一条 認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は

第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従つて行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分)に該当するものに限り、第三項において同じ。)を業として実施することができる。

2 認定自主回収・再資源化事業者は、前項に規定する行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分)に該当するものに限り、認定自主回収・再資源化事業計画に記載された第三十九条第二項第五号に規定する者に委託する場合に、政令で定める基準に従わなければならない。

3 認定自主回収・再資源化事業者の委託を受けて使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施する者(認定自主回収・再資源化事業計画に記載された第三十九条第二項第五号に規定する者に限り、)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従つて行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

4 認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第十三項、第十五項及び第十六並びに第七條の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

5 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六條の二第六項、第七條第十三項及び第十四項並び

に第七條の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(又は廃棄物処理法第十二條の四第一項、第十四條第十二項から第十六項まで及び第十四條の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九條の三の規定(同條の規定に係る罰則を含む。))の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

7 一般廃棄物処理基準に適合しない使用済プラスチック使用製品(一般廃棄物であるものに限る。)(の収集、運搬又は処分(保管を含む。以下この項において同じ。))が行われた場合において、認定自主回収・再資源化事業者が当該収集、運搬若しくは処分を行った者に対して当該収集、運搬若しくは処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬若しくは処分をすることを助けたときは、当該認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第十九條の四(廃棄物処理法第十九條の十第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定(当該規定に係る罰則を含む。))の適用については、廃棄物処理法第十九條の四第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

(指導及び助言)
第四十二条 主務大臣は、認定自主回収・再資源化事業者に対し、認定自主回収・再資源化事業計画に係る自主回収・再資源化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。
(適用除外)
第四十三条 この章の規定は、第三十八條各号に掲げる製品又は使用済小型電子機器等の再資源

化の促進に関する法律(平成二十四年法律第五十七号)第二条第一項に規定する小型電子機器等に該当するプラスチック使用製品については、適用しない。

第七章 排出事業者による排出の抑制及び再資源化等

(プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者の判断の基準となるべき事項)

第四十四条 主務大臣は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため、主務省令で、排出事業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条第五項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者を除く。以下この項、次条、第四十六条及び第五十八条第一項第三号において同じ。)がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置に関し、当該排出事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はその改定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(指導及び助言)

第四十五条 主務大臣は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため必要があると認めるときは、排出事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等

について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第四十六条 主務大臣は、排出事業者であつて、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が政令で定める要件に該当するもの(以下「多量排出事業者」という。)のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況が第四十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、その判断の根拠を示して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ

2 前項に規定するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量には、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下この項において「加盟者」という。)が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関する定めであつて主務省令で定めるものがあるものを行う排出事業者にあつては、加盟者がその事業において排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量を含むものとする。

3 第一項に規定するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量には、建設工事(廃棄物処理法第二十一条の三第一項に規定する建設工事という。)が数次の請負によつて行われる場合における当該建設工事の元請業者(同条第一項に規定する元請業者をいう。)にあつては、当該建設工事に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量を含むものとする。

4 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた多量排出事業者がその勧告に従わなかつたとき

は、その旨を公表することができる。

5 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた多量排出事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該多量排出事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(適用除外)

第四十七条 前三条の規定は、第三十八条各号に掲げる製品が廃棄物となつたものについては、適用しない。

(再資源化事業計画の認定)

第四十八条 次に掲げる者は、主務省令で定めるところにより、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化のためのプラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬及び処分(以下「再資源化事業」という。)の実施に関する計画(以下この条及び次条第四項において「再資源化事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

一 自らが排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業を行おうとする排出事業者(当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。)

二 複数の排出事業者の委託を受けて、これらの者が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業を行おうとする者(当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。)

項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
四 再資源化事業の内容
五 申請者が前項第二号に掲げる者である場合にあつては、同号の排出事業者の氏名又は名称

六 プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬又は処分(申請者が前項第二号に掲げる者である場合にあつては、収集又は運搬。以下この号において同じ。)の全部又は一部を他人に委託しようとする場合には、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別
七 プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の用に供する施設
八 プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
九 プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合には、その内容

十 その他主務省令で定める事項
3 主務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再資源化事業の内容が、基本方針及び第四十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして適切なものであり、かつ、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化の促進に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者(前項第六号に規定する者がある場合にあつては、当該者を含む。次号において同じ。)の能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同項第八号に規定する施設が、再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ 廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 次条第四項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するものホ 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ヘ 個人であつて、政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 廃棄物処理法第十四条第五項第二号へに該当する者

(再資源化事業計画の変更等)

第四十九条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定再資源化事業者」という。)は、同条第二項第四号又は第六号から第八号までに掲げる事項

令和三年五月二十五日 衆議院会議録第二十九号

を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定再資源化事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 認定再資源化事業者は、前条第二項第一号から第三号まで、第五号、第九号又は第十号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定に係る再資源化事業計画(第一項の規定による変更又は前二項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定再資源化事業計画」という。)の変更を指示し、又は同条第三項の認定を取り消すことができる。

一 認定再資源化事業者(認定再資源化事業計画に前条第二項第六号に規定する者が記載されている場合には、当該者を含む。次号、次条及び第五十一条を除き、以下同じ。)が、認定再資源化事業計画に従つて再資源化事業を実施していないとき。

二 認定再資源化事業者が、認定再資源化事業計画に記載された前条第二項第六号に規定する者以外の者に対して、当該認定再資源化事業計画に係るプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を委託したとき。

三 認定再資源化事業者の能力又は前条第二項第七号に掲げる施設若しくは同項第八号に規定する施設が、同条第三項第二号の主務省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

四 認定再資源化事業者が前条第三項第三号イ

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案及び同報告書

からトまでのいずれかに該当するに至つたとき。

5 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(廃棄物処理法の特例)

第五十条 認定再資源化事業者(第四十八条第一項第一号に掲げる者に限る。)の委託を受けてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分)に該当するものに限る。以下この項において同じ。)を業として実施する者(認定再資源化事業計画に記載された同条第二項第六号に規定する者に限る。)は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従つて行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

2 前項に規定する者は、廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで及び第十六項本文、第十四条の三の三並びに第十九条の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

第五十一条 認定再資源化事業者(第四十八条第一項第二号に掲げる者に限る。以下この条において同じ。)は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従つて行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分)に該当するものに限る。)を業として実施することができる。

2 認定再資源化事業者は、前項に規定する行為(産業廃棄物の収集又は運搬)に該当するものに限る。次項において同じ。)を認定再資源化事業計画に記載された第四十八条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

3 認定再資源化事業者の委託を受けて第一項に規定する行為を業として実施する者(認定再資源化事業計画に記載された第四十八条第二項第六号に規定する者に限る。)は、廃棄物処理法第十四条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けないで、第一項に規定する行為を業として実施することができる。

4 認定再資源化事業者は、廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで、第十六項本文(産業廃棄物の処分)に係る部分に限る。及び第十七項、第十四条の三の三並びに第十九条の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

5 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで、第十四条の三の三及び第十九条の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、産業廃棄物収集運搬業者とみなす。

(指導及び助言)
第五十二条 主務大臣は、認定再資源化事業者に対し、認定再資源化事業計画に係る再資源化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(適用除外)
第五十三条 第四十八条から前条までの規定は、第四十三条に規定するプラスチック使用製品が廃棄物となつたものについては、適用しない。

第八章 雑則
(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例)
第五十四条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団(次項において「振

定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

興財団」という。は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一次に掲げる資金の借入れに係る債務を保証すること。

イ 認定プラスチック使用製品製造事業者等が行う認定プラスチック使用製品の製造（その全部又は一部が産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金

ロ 認定自主回収・再資源化事業者が認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化（産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金

ハ 認定再資源化事業者が認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化（産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金

ニ 次に掲げる資金に充てるための助成金を交付すること。

イ 認定プラスチック使用製品製造事業者等が行う認定プラスチック使用製品に関する研究開発（産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。）に必要な資金

ロ 認定自主回収・再資源化事業者が認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う研究開発（産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。）に必要な資金

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により振興財団が同項各号に掲げる業務を行う場合には、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十八条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第 号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第五十四条第一項第一号に掲げる業務」と、同法第十九条中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及びプラスチック資源循環促進法第五十四条第一項各号に掲げる業務」と、同法第二十一条第二号中「掲げる業務及び」とあるのは「掲げる業務及びプラスチック資源循環促進法第五十四条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同法第二十三条第一項、第二十三条及び第二十四条第一項第一号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務又はプラスチック資源循環促進法第五十四条第一項各号に掲げる業務」と、同法第二十三条中「この章」とあるのは「この章又はプラスチック資源循環促進法」と、同法第二十四条第一項第三号中「この章」とあるのは「この章若しくはプラスチック資源循環促進法」と、同法第三十条中「第二十一条」とあるのは「第二十一条第一項（プラスチック資源循環促進法第五十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）と、「同項」とあるのは「第二十一条第一項」とする。

（報告の徴収）
第五十五条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定プラスチック使用製品製造事業者等に対し、認定プラスチック使用製品の設計の業務の状況に関し報告させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度に

において、指定調査機関に対し、設計調査の業務の状況に関し報告させることができる。

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定プラスチック使用製品多量提供事業者に対し、特定プラスチック使用製品の使用の合理化の実施の状況に関し報告させることができる。

4 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定市町村等に対し、分別収集物の再商品化の実施の状況に関し報告させることができる。

5 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定自主回収・再資源化事業者に対し、使用済プラスチック使用製品の自主回収及び再資源化の実施の状況に関し報告させることができる。

6 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、多量排出事業者に対し、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施の状況に関し報告させることができる。

7 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定再資源化事業者に対し、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化の実施の状況に関し報告させることができる。

（立入検査）
第五十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定プラスチック使用製品製造事業者等、再商品化実施者、認定自主回収・再資源化事業者又は認定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定調査機関の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度に

において、その職員に、特定プラスチック使用製品多量提供事業者又は多量排出事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（関係行政機関への照会等）
第五十七条 主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

（主務大臣等）
第五十八条 この法律における主務大臣は、経済産業大臣及び環境大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一 プラスチック使用製品設計指針に関する事項 経済産業大臣及びプラスチック使用製品設計指針に係るプラスチック使用製品の製造の事業を所管する大臣

二 特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する事項 経済産業大臣及び特定プラスチック使用製品提供事業者が行う事業を所管する大臣

三 第四十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項の策定及びその改定、第四十五条に規定する指導及び助言、第四十六条第一項に規定する勧告、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による命令、第五十五条第六項の規定による報告の徴収並びに第五十六条第三項の規定による立入検査 経済産業大臣、環境大臣及び排出事業者が行う事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

4 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(経過措置)

第五十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第九章 罰則

第六十条 第二十二條第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十一条 第二十四條第一項の規定に違反して、設計調査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十二条 第三十條第四項又は第四十六條第五項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第一項の許可を受けずに設計調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止

したとき。

二 第二十三條の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第五十五條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十六條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十五條第一項、第四項(認定市町村に係る部分を除く。)、第五項又は第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第五十六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十五條第三項又は第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第五十六條第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十二條、第六十四條又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

3 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一百五十六号の二の次に次のように加える。

百五十六の三 使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業計画又はプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業計画の認定

(一) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第 号)第三十九條第三項(自主回収・再資源化事業計画の認定)の規定による自主回収・再資源化事業計画の認定

(二) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第四十八條第三項(再資源化事業計画の認定)の規定による再資源化事業計画の認定(同条第一項第二号に掲げる者が受けるものに限る。)

認定件数	一件につき十五万円
認定件数	一件につき十五万円

理 由

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度を創設するとともに、プラスチック使用製品の廃棄物の排出の抑制等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 主務大臣は、プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため

の基本的な方針を定めるものとする。

2 主務大臣は、プラスチック使用製品製造事業者等が設計するプラスチック使用製品について講ずべき措置に関する指針を策定し、当該指針に適合する設計を認定するものとする。また、国は、認定プラスチック使用製品の調達について配慮するとともに、事業者及び消費者は、認定プラスチック使用製品の使用に努めなければならないものとする。

3 主務大臣は、商品の販売等に付随して消費者にプラスチック使用製品を無償で提供する事業者がプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のために取り組むべき措置に関する判断基準を策定し、使用の合理化を求める措置を講ずるものとする。

4 市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たっては、分別の基準の策定等の措置を講ずるよう努めるとともに、分別収集物の再商品化を容器包装再商品化法で規定する指定法人に委託することができるものと

するほか、市町村の分別収集及び再商品化について所要の規定を設けること。

5 自らが製造・販売したプラスチック使用製品等が使用済となったものの再資源化のため、その製造事業者等が自主回収・再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けた場合には、廃棄物処理法の規定による許可を不要とする特例を設けること。

6 排出事業者が排出の抑制や再資源化等のために取り組むべき措置に関する判断基準を主務大臣が策定するとともに、排出事業者及び再資源化事業者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けた場合には、廃棄物処理法の規定による許可を不要とする特例を設けること。

7 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和三年五月二十一日

環境委員長 石原 宏高
衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 基本方針の制定に当たっては、二〇五〇年カーボンニュートラルと整合するよう、プラスチック使用製品廃棄物の発生量の削減に資する

ものとする。

二 市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の一括回収の実施に関し、市町村の事務に過度な負担をもたらすことがないよう各市町村の実情に応じた適切な配慮を行うとともに、市町村の財政上の負担について、地方財政措置その他の必要な措置を講ずること。

三 消費者がプラスチック使用製品に使用されているプラスチックについて知ることができるような表示制度等の検討を行うこと。

四 製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画及び排出事業者の再資源化事業計画に係る認定による廃棄物処理法の特例について、当該特例の運用が廃棄物処理法の趣旨にもとることがないよう、各事業者に対し適切な指導・監督を行うこと。

五 回収され、又は収集された使用済プラスチック使用製品等の再使用又は再生利用による循環的な利用が拡大されることにより熱回収の最小化が図られるよう地方公共団体及び事業者に対し、必要な財政上及び技術上の支援を講ずること。

六 マイクロプラスチックの環境への流出状況及びマイクロプラスチックが生態系に与える影響を的確に把握するとともに、その結果に基づき、マイクロプラスチックの環境への流出の防止のために必要な措置を早急に講ずること。

七 国内において生じた使用済プラスチック使用製品等について、国内において適正に再使用、再生利用その他の処理がされるよう、リサイクル設備への支援等を行うとともに、使用済プラスチック使用製品等の輸出の規制に関する強化された措置の適正な運用を図ること。

八 代替素材の導入に当たっては、当該素材のライフサイクル全体での環境負荷、食料との競合及び発展途上国における社会・環境面での影響等を含む総合的な見地から検証を行うこと。

九 プラスチック使用製品やその代替品に含まれ

る有害化学物質が、人の健康又は生態系に悪影響を発生させることがないよう、その影響について調査研究を進めるとともに、プラスチック用添加剤等の化学物質に係る成分の表示について検討を行うこと。

十 既に海洋環境等に流出している使用済プラスチック使用製品等については、実効性のある回収方法についての調査研究を行うとともに、回収に取り組む地方公共団体及び事業者等に対し、必要な財政上及び技術上の支援を講ずること。

十一 海洋プラスチックごみの多くが発展途上国から流出していると推定されていることに鑑み、発展途上国における使用済プラスチック使用製品等の削減及び回収・処理等に関する所要の助言及び支援を行うこと。

十二 漁具及び農業用の器具等に係る使用済プラスチック使用製品による環境汚染を防止するため、これらの環境への流出状況を把握し、その流出量の削減のために必要な措置を行うとともに、自然循環する生分解性素材等による海洋環境に悪影響を与えない代替製品の研究開発に一層努めること。

十三 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状に鑑み、本法で規定するプラスチック使用製品のうち、専ら医療の用に供するものについて、特段の配慮を行うこと。

十四 製造事業者のプラスチック使用製品廃棄物の回収から最終処理までの責任の在り方など、拡大生産者責任の徹底等に向けた検討を行うこと。

発行所 東京一〇五―八四四五
二番五号 虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電話 03 (3587) 4294

定価 本体 一〇二円
本号 一部 一一〇円